

<資料分析>

太平洋戦争下の香港

— 香港軍政の展開 —

小林 英 夫

太平洋戦争勃発と同時に香港は日本軍に占領された。以降1945年8月に日本軍が敗退するまでの3年8カ月間香港は日本軍政下におかれていた。この軍政を含む香港史については、これまでに多くの研究成果を共有している（研究史については「香港に関する邦文単行書目録」「香港に関する邦文雑誌記事論文目録」可児弘明編『香港および香港問題の研究』東方書店、1991年参照）。そうしたなかで、香港軍政史研究の主要な流れを特徴づければ、つぎの二つに要約することができよう。一つは、エンダコットに代表されるもので、イギリスの香港統治史の一環として日本の香港軍政を把握する研究がある。いま一つは、日本軍政の犯罪性あるいは残虐性を明らかにしようとするもので、この研究の代表例としては葉徳偉編著『香港淪陷史』（広角鏡出版社、1979年）や謝永光『戦時日軍在香港暴行』（明報出版社、1991年）などをあげることができよう。

たしかに日本の軍政が残虐であったことは事実であるし、戦争犯罪が頻発したことも事実である。だが、今後つめるべき問題は、そうした圧制下で庶民がいかに生き、いかに生活したかであり、その「日常生活」がいかに歪んだものであったかであろう。さらにいえば、その歪みが軍政下の制度としてどのように固定化され、その制度が戦後にどのように継承されたのかを跡づけることが必要とされよう。こうした視点から日本軍政下の「日常生活」の歪みに注目した研究が現れた。関禮雄『日佔時期的香港』（香港三聯書店、1993年 同書は1995年1月林道生訳で御茶の水書房より翻訳が出版された）である。

これを第三の研究視角と言うことがいえよう。

本稿ではこの第三の視点からの香港軍政史の展開を論じてみることにしたい⁽¹⁾。

(1) なお本論文で使用資料の全文は本稿末尾に一括して掲げることとした。

1 日本軍の香港攻略作戦の計画と統治政策の立案

(1) 日本軍の香港攻略作戦

日本軍の香港攻略はいつの時点で計画され、それはどのような展開を見せたのか。

日本軍による香港攻略は、日中戦争の拡大と漢口、広東占領による戦火の華中、華南への拡張、蒋介石政権の中国奥地の重慶への後退のなかで具体化されていった。当時香港は、蒋政権が欧米諸国と連絡する唯一の窓口であり、物資の中継貿易港であった。蒋政権の各種対外機関がここに設置され、『大広報』や『国民日報』といった国民政府系の新聞が発行され、重慶・香港間には定期航空路も開設されていた。したがって、香港は援蒋ルートの一翼をなしており、ここを抑えない限り中国奥地への物流をとめることはできなかった。

日本軍は、広東占領（1938年10月）、海南島占領（39年2月）以降中国沿岸封鎖作戦を展開すると同時に40年6月には香港と国境を接する深圳を占領してここを封鎖した。これと前後して日本軍の工作員が香港に潜入して反英暴動を計画している。しかし、この時点で香港占領はまだ計画されていない。香港占領作成が具体化されはじめるのは、南方武力進出を方向づけた1940年7月の大本営陸軍部「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」決定以降のことであった。7月に南支那派遣軍は大本営直属となり、香港に派遣された参謀本部第二課員瀬島龍三大尉は南支那派遣軍参謀藤原武中佐と香港島と九龍を軍事偵察し、8月に香港作戦の概要をまとめている。それによれば、香港攻略には約1コ師団半の基幹兵力を必要とし、攻城重砲兵を伴って九龍から香

太平洋戦争下の香港（小林）

港島を攻略すべきであるが、香港島の上陸作戦は大変困難だとしていた（防衛庁防衛研修所戦史室編『香港・長沙作戦』朝雲新聞社、1971年、25頁）。この瀬島のプランが原型になって、以降香港占領作戦は具体化されていくが、この作戦は当然のことながら軍事占領作戦で、占領後の統治政策についての具体的言及はない。

41年7月の南部仏印進駐による日米関係の悪化と対日資産凍結により、南進の動きが一挙に具体化するなかで新たに第23軍が編成され、香港攻略の主力軍となっていく。南部仏進駐以降南方占領作戦が計画されていくが、香港占領作戦もその一貫に組み込まれ41年11月6日香港攻略準備命令が下され、大本営陸軍部の手で同日「香港攻略作戦要領」「香港作戦ニ関スル陸海軍中央協定」が締結され、軍政の基本方針と陸海軍間の占領地の線引きがおこなわれる。

(2) 香港占領

12月8日未明をもって開始された日本軍による香港攻略作戦は、12月9日にはイギリス軍が引いた防衛線である「ジン・ドリンカーズ・ライン」を突破、12日には九龍市街を制圧、18日には香港島に上陸、25日に英軍は全面降伏し、18日におよぶ日本軍の香港占領作戦は終わりを挙げた。

香港の戦闘での日英双方の被害は、英軍死者1,555、捕虜9,495、日本軍の戦死683、戦傷1,413（前掲『香港・長沙作戦』320頁）。しかし、これはあくまでも直接戦闘での犠牲で、非戦闘員の被害や犠牲は含まれていない。

しかし、香港占領期の悲惨さは数字よりも記録文書や文芸作品の描写のなかに多くが残されている。

まず、日本軍の記録文書でみてみよう。

陥落直後の42年1月15日に香港入りした渡辺武（当時大蔵書記官、後のアジア開発銀行総裁）は5日間の視察の結論として、「香港及九龍ニ於ケル商業事情亦工業ト同ジク窒息状態ニテ活発ナル商取引ハ治安ノ回復、軍押収物資ノ解除、先行見透ノ安定等ヲ俟ツニ非ザレバ多クヲ得ズ。小官離香ノ当日迄

ニ開店シタル店舗ハ理髪店，喫茶店，小料理店，映画館，舞踏場，賭博場等ノ掠奪ノ不安ナキ店舗ノ外ハ支那下層階級居住区ノ食糧品，日用雑貨店等ナリ。然ルニ商店街ハ戦前以上ノ雑踏ヲ極メ浅草寺或ハ池上本願寺ノ祭日当日ノ状況ヲ彷彿セシムルモノアリ」（大蔵省史料）と記述していた。比較のおだやかな記述である。

ところが，同じ日本側の記録文書でも「香港金融事情」（1942年4月28日執筆者名なし）では，「戦闘ニヨル香港経済ノ内面的混乱ハ想像以上ニ大ナルモノアリ押収物資ノ処理，通貨問題，敵国銀行ノ処理等ノ案件ハ漸ク其ノ緒ニ就キタル程度ニ止リアリ，蓋シ香港占領地ガ上海，天津等ト事情異リ戦禍大ニシテ且経営当事者ノ手薄，占領前ヨリスル邦人勢力ノ微弱等ニ鑑ミ右ハ己ムヲ得ザルトコロナリ」（同上）としておりその記述は厳しい。

このように同じ日本軍でもその被害状況の把握の仕方は異なっていた。もっとも前者は見聞録であり，占領直後の状況を手短かに記録したものであるのに対して，後者の方は，レポートで占領後日がたっている。したがって，後者の方が事態をより客観的に把握しているものと推定される。

つぎに小説や日記によって日本軍の香港占領をみてみよう。玉井政雄「香港攻略記」では，「夜のうちに九龍にはひって来たが，さて一夜明けて見ると，私は九龍の表情に驚いた。街の豪華さや，海一つ距て，直ぐ目の前に見える香港の近さに驚いたのではない。何時の間に立てられたのか，四階も五階もある家々の窓からはまるで美しい花でも咲き出たやうに，日の丸の旗がへんぼんと翻り，街の角々に屯してゐる住民は，何事も無かつたやうな顔付きで，なかには私たち兵たちの顔を見て，につこりと挨拶をしたり，軒下が回廊のやうになってゐる街隅で，しきりにいろいろな賭博に血眼になり，どこで戦争をやってゐるかというやうな顔付きである。自家用や乗合自動車が幾つも乗り捨てたままになってゐて，街の子供達が，運転台に昇ったり，座席に胡座をかいたりして遊んでゐる……老婆が，大通りの真ん中で自分の小娘を真ッ裸にし，金桶で体を洗ってやったり，街角で食物店が繁盛してゐて，幾人もが立食してゐたり，バナナやパイナップルの売店が並んでゐたり，……

太平洋戦争下の香港（小林）

ふと奇異な腹立たしささえ覚えて来る」（玉井政雄『香港戦記抄』六芸社 1942年、253-4頁）と記述している。「平和進駐」をイメージさせる記述である。

これにたいして平野茂「香港占領地総督部」では様相がちがう。「私は香港占領地総督部付として香港に行くことを命ぜられました。ときは……12月25日、香港を占領した直後であり、市街には死骸がごろごろしており、電線は切り落とされ、あちらにも砲弾の跡、こちらにも家がくずれ、海上には無数の死体が浮き沈みしており、大型200隻の船舶は海中に没し、どこを向いても血なまぐさい空気にとじこめられ、戦争のいたいたしい惨状を呈していた」（日本中国友好協会・中国帰還者連絡会議編『侵略—従軍兵士の証言—』日本青年出版社、1970年、162頁）と記述している。先の玉井の記述とは対照的である。玉井の場合には戦火や死にまったく言及していないという意味で腑に落ちない面があり、平野のそれはそうした意味では戦場の雰囲気を与えている。

では中国人はどのようにみていたのか。重慶の要人で日本軍にとらわれた顔恵慶も香港占領に手配を残している。全文掲載はスペースの関係で無理なので抄録してみよう。「夕方日本軍がやってきた。金曜日朝、街中に『日の丸』を見る。しかし街には人を見ず。中国紅十字会にいけど責任者不在。難民、ホテルなどに略奪に押し寄せるが、重い植木鉢をベランダから落として防いでいる。

土曜日再度紅十字会へ行き、難民救済の話をする。日本人憲兵に紹介せらる。

停電、断水。食糧購入が極めて困難になる。交通途絶で動けないし、店も開いてない。たまに開いても住宅区は市場に遠く、使用人が買いに行ってもほとんど売り切れ。有ってもトマトや大根の類。

食べ物が少なくなり家族の多い友人の家からホテルに移る。蔚芝ホテルには知人もいる。憲兵が治安維持と称して駐在している。香港攻撃の砲音をよく聞く。香港島の英軍の砲弾がホテルの近くに落ちることがある。

12月17日、友人達とペニンシュラホテルに戻る。安全。一行40名。日本軍の参謀長代理、車をまわし我々の荷物を蔚芝ホテル兵隊に持ってこさせる。

九龍湾景楼旅館が英軍捕虜収容所になったと聞く。このホテルも略奪に遭い始める。

砲声激烈。綿を耳に入れる。日本軍海軍はレパスベイ、アバdeen付近で優勢。『七姉妹』方面、アジア石油のタンク引火。日本軍の総攻撃、19日頃始まり遂に香港島上陸。英軍掃討の機銃激し。

砲火の中クリスマス。七面鳥とプリンはあるが食欲無し。灯火管制で暗闇。香港防衛戦は最後の段階。25日朝は静寂、午後突然猛攻が始まる。夜、英総督は既にペニンシュラホテルに連れてこられ、戦闘停止に同意したと聞く。また停戦が延びているのはクリスマスをイギリス統治下で送らせたいからともいう。翌朝はつきり『和平』のニュース。苦痛の日は暫時終わる。砲煙立ちこめる中、日本軍大挙して香港島へ渡る。

何名かの華人議員、香港総督に従って日本軍に忠誠を誓ったと聞く。

12月27日、ホテル内は電気、水道修復。全員争って『積日』の垢落とし。28日日曜日、日本軍の入城式。パレード、閲兵、飛行ショー。30日朝、英軍捕虜収容所へ向かう。中にインド兵士を見ず。インド人軍官制服で歩いている。

5日、マニラ陥落のニュースを聞く。

物価特に食料の値上がりが激しい。白米1ポンド2元、柑橘、林檎、雪梨1箇7角。『運道』印煙草1缶3元。香港弗は日本軍票の2分の1、民国法幣5元紙幣は香港弗1元となった」(「顔恵慶自伝」『伝記文学』第21巻第6期)。

顔恵慶も香港占領時の混乱と住民の悲惨な状況を控えめなタッチで描いている。

(3) 統治政策の立案

12月16日波集作命乙第2号(資料1参照)に基づき岡田中佐を長として興亜機関が編成され12月28日には波集作命甲第225号(資料2参照)にもとずき12月29日には、はやくも香港軍政庁が設置される。

それに先立つ12月9日に第23軍は「香港・九龍軍政指導計画」(資料3参照)

太平洋戦争下の香港（小林）

を策定し、重慶の蒋介石政権打倒の政治謀略基地として香港を位置づけ、その課題達成のための軍政を実施することをうたい、南方との関連については、南方作戦進展に伴い確定することとし、人口削減、軍票使用といった基本政策を打ち出すとともに軍の現機構をもって軍政を実施する旨を盛り込んでいた。

総督部は、香港占領と同時に住民の圧倒的多数を占める中国人を統治するために中国人を利用する、いわゆる「以華制華」の方針を打ち出していった。その方針は、香港占領当初の軍政庁総務部長であった矢寄勘十少将の「香港統治方策私見」（資料4）のなかにも表現されている。彼は、「香港統治根本方針」の中で、「帝国主義的統治ノ観念ヨリ脱却」して「八紘一字ノ精神」にもとづき「民族協和ノ精神」で統治すれば必ず中国人は協力する、と述べ、結論として「強力ナル政治ハ必ズシモ弾圧ニ依ルモノニアラズ又現住民ニ対シ諛ル政治ニアラズシテ要ハ現住民ノ欣然日本ニ対シ協カスベキ施政ニアルモノナリト謂フヲ得ベシ」と述べていた（「香港統治根本指針」の全文は資料4参照）。彼らを日本人とするのではなく、中国人として「更正」すれば必ず日本人と協力できるという、石原完爾の主張する『東亜連盟論』的発想を色濃くもっていたということができよう（松本繁一「日本軍政期の香港経済」『アジア経済』第17巻1・2号、1976年2月、49頁）。こうしたことと関連して総督磯谷廉介の就任に際しての「告諭」（資料5参照）では「軍政下ニ於ケル香港今後ノ統治建設ハ先ツ大東亜戦争ノ完遂ニ万全ノ協力ヲ致スト共ニ其ノ旧態ヲ払拭一洗シテ東洋本然ノ精神文化ヲ興揚シ万民ヲシテ速ニ聖澤ニ浴セシメ皇道ニ則ル東亜永遠ノ福祉ヲ全ウスルノ基礎ヲ確立スルニ在リ」と結んだのである。では、こうした統治理念はどのような姿をとったのであろうか。

ところで、英軍が降伏した直後から中国系住民の有力者達によって香港善後処理委員会が自主的に組織された。この組織は、日本軍占領下での食糧、治安、医療衛生、帰郷の世話にあたったのである。占領直後の香港は「無政府の状態」で「略奪」が横行したため、その間こうした委員会が自主的に結成されたのである。日本軍の「興亜機関業務報告」はつぎのように記してい

る。

1941年1月10日「軍司令官ハ別紙第二ノ紳士ヲ招待シ香港九龍ニ善後処理ヲ協力スル如ク調（一字不明）ヲ与フルト共ニ9名ノ善後処理委員ヲ命シタリ善後処理委員ハ各方面ニ涉リ連日研究審理ヲ重ネ軍司令官ノ訓示ヲ基礎トシ逐次意見、報告ヲ呈出シアリ」（業務報告の全文は資料6参照）。

1月10日に半島ホテルに召集された香港有力者其の数158人。選出された委員は羅旭穌，周壽臣，羅文綿，譚雅士，王徳光，李子芳，李冠春，薫仲偉，李忠甫等であった（名簿に関しては資料7参照）。

しかし、香港占領直後から軍中央では、この香港の占領行政の所管をめぐって陸海軍間でのやりとりがあり、かつ香港の地理的位置から軍事視点を重視して第23軍が統治するか政治的視点を考慮して大本営直轄にするかで意見が分かれた。結局後者の政治的視点を重視する意見が大勢を占め、1月19日に香港占領地総督部が編成され、総督に磯谷廉介（中将）、参謀長に有末次（大佐）、総務長官に泊武雄がそれぞれ就任し、2月15日に現地に着任、20日から軍政庁の業務を引き継いで軍政を開始した。

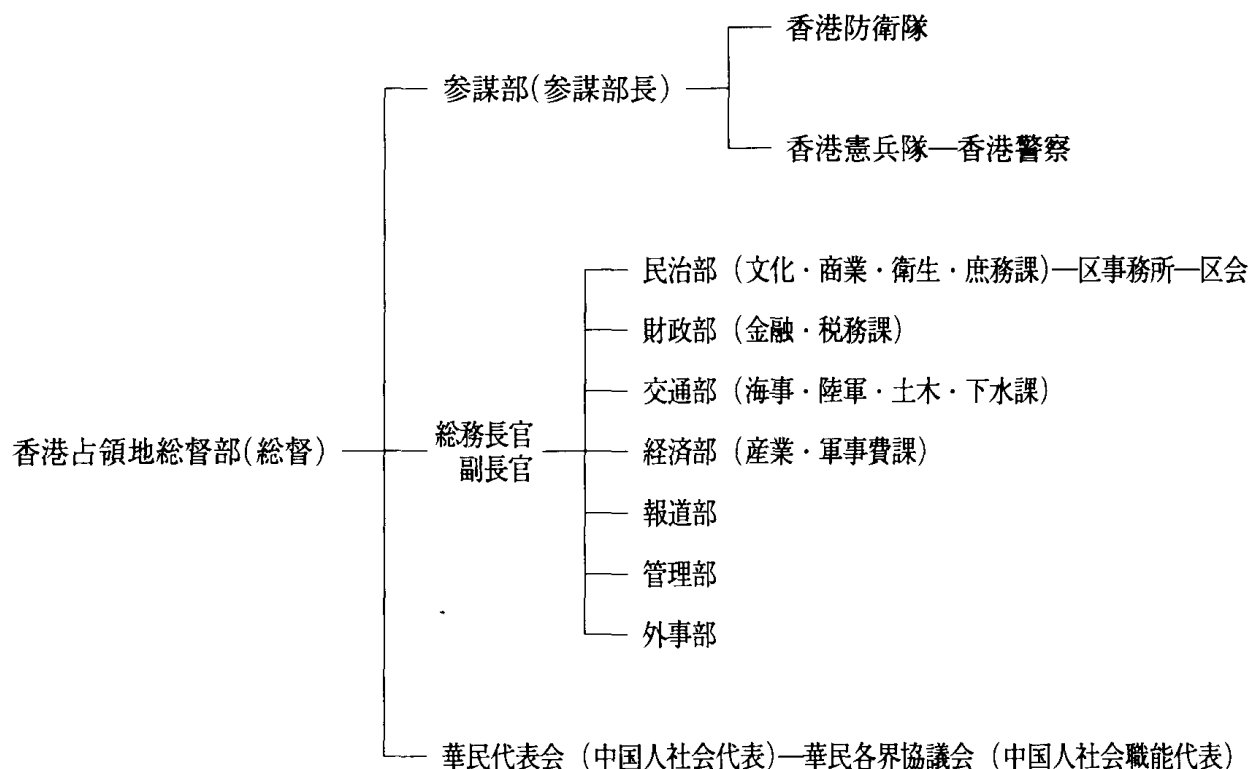
2月20日に香督命第1號（資料8参照）が交付され軍政の施行が宣言され実施に移されていった。

つづいて香督指第1號（資料9参照）により香港憲兵隊の任務が明示された。こうして、2月20日から活動を開始した香港総督部の機構を図示すれば第1図の通りであった。総督のもとに総務長官と参謀部がおかれ、また総督の諮問機関として華人代表会と華民各界協議会が設置された。総務長官のもとには民治、財政、交通、経済、報道、管理、外事の7部局が置かれ、参謀部のもとには香港防衛隊と香港憲兵隊、香港警察が配置された。そして民生部のもとに香港島と九龍合わせて28の区役所が設置されて香港での地方行政の要の役割を果たした。

こうした統治機構は、香港独特のものであったといえよう。なかでも特徴的だったことは、華人代表会、華民各界協議会といった中国人からなる諮問機関が設置され、そして新たに区が新設されたことであった。つまり、中国

太平洋戦争下の香港（小林）

第1図 香港総督部組織図



人を統治機構のなかに包み込んだかたちで軍政機構が作られたということだった。一般に太平洋戦争期の占領地域では中国人は排除されるか他のマレー人やインド人との「分割統治」政策が展開された。しかるに香港ではむしろそうした層を積極的に取り込むかたちで統治機構が作られたのである。香港では中国系住民が圧倒的多数を占めており、したがって、彼らを利用する以外の方法はなかったのである。さらに特徴点を述べれば、区会が新設されたことだった。これはそれ以前のイギリス統治の時代にはない行政機構だった。それまであった地方行政機構を再編成して日本軍が活用したという事例は朝鮮、台湾、「満州」、中国占領地そして南方占領地で枚挙にいとまがないが、太平洋戦争時期にこのような地方行政機構を新設したというのは香港において他に事例はない。しかもこの区は名称を変更して戦後に引き継がれていった。

2 人口疎散政策・軍票政策

(1) 人口疎散政策

戦火の収まる以前の「香港・九龍軍政指導計画」においてすでに香港・九龍の人口移動政策が計画されていたことはすでに指摘した。日中戦争勃発直前の香港人口は約100万前後であったが、戦争が拡大し、戦火が華中から華南に及ぶと戦火をさけて中国人が大量に香港に流入し、1941年4月には164万人に急増していた。したがって、この人口を減少させることは焦眉の急だったのである。

1941年12月24日に決定された「港九地区ニ於ケル人口疎散実施要領」（全文は資料10参照）によれば「香港，九龍地区ニ於ケル軍作戦並治安維持上取り敢へズ九龍地区ニ於ケル下層階級，就中浮浪者ヲ他ニ強制的ニ移住疎散セシムルモノトス」として「下層階級，就中浮浪者」を移住させることとし、他方「我ガ軍事基地タラシムル為ノ技術及労働力ハ之ヲ確保スルモノトス」として技術者や労働者の確保をその方針としていた。

では、ここでいう「下層階級，就中浮浪者」と軍の必要とする「技術及労働力」とは一体具体的にはどのようなものを指していたのか。同要領は次のように述べていた。

「軍ノ徴用スル者及左ノ各号ノ一ニ該当スル者以外ハ原則トシテ帰郷疎散セシムルモノトス

但シ本人ノ希望ニヨリ軍ノ認メタル者ノ帰郷ハ此ノ限ニ在ラズ

下記

- 1 要操業工場従業員（以下略）
- 2 要在置工場従業員（同前）
- 3 造船，造機並ニ船舶修理工場要員及船舶乗組員同関係者
- 4 重慶側要人ニシテ軍興並機関ノ在留許可証ヲ有スル者及華僑ニシテ将来利用価値ヲ有スル者

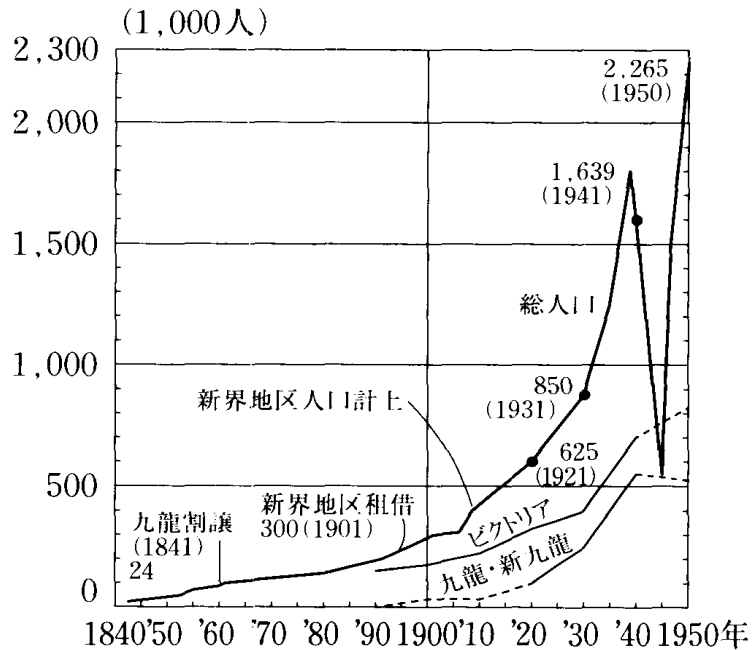
太平洋戦争下の香港（小林）

- 5 恒産アリ且一定ノ職業ヲ有スル者
- 6 農産其ノ他生活必需品ノ生産ニ従事スル者
- 7 其ノ他軍ニ於テ必要ト認メタル者」

この1から7に該当する者以外は、「下層階級，就中浮浪者」という範疇にいれられることとなる。しかし，占領当初の香港で1から7に該当する人口が大変少なかったことも事実であろう。同要領によれば，1の要操業工場従業員は3,450人，2の要存置工場従業員は約6,100人で，この外に荷役，交通人夫として12,500人ほどが予定されていたにすぎない。したがって，3以下の要員をいれても数万程度にすぎず，したがってあとはすべて人口疎散の対象者となったと思われる。その後の疎散政策の展開はその事実を裏付けている。1942年2月19日まで，つまり総督部が開設される以前の軍政庁時代の僅か2カ月足らずの間に55万4,000人を疎散させ，総督部が開設された42年2月10日から43年9月末までの一年半の間に41万9,000人を香港から放逐したという。つまり二年足らずの間に香港から97万3,000人，約100万人が立ち去ったのである（香港占領地総督部報道部監修，東洋経済新報社編『軍政下の香港 昭和19年度版』1944年，99頁）。いかに急減したかは，第2図からもうかがい知れよう。

短期間に大多数の香港人を立ち去らせるには，三つの疎散方法が採用された。一つは懲憑疎散もしくは免費疎散で，浮浪者・失業者・極貧者・犯罪者に対して宿泊・食事・旅費を供して太平・江門・深圳の三ルートから帰郷させるといものであった。二つめは強制疎散で，この対象はさきの懲憑疎散と同じであるが，ただし帰郷の際に食事とこずかいのみ支給された。三つめは自費疎散で，これは自費もしくは華人同郷会の斡旋・支援のもとで香港を離れるというものであった。このうち疎散の主力を占めたのは懲憑疎散で43年9月末までの疎散合計97万3,000人のうちその59.2%，約6割に近い57万6,000人が懲憑疎散であった。これに次ぐのが自費疎散で38万1,000人で，強制疎散僅かに1万6,000人にすぎなかった（同上 100頁）。

第2図 香港における人口推移



横山昭市『香港工業化の研究』
大明堂，1969年，116頁。

(2) 軍票政策

人口疎散政策同様、軍票使用計画は、戦火が収まる前に立案された「香港・九龍軍政指導計画」のなかで方針化されていた。しかし、その具体的使用方法はあきらかではなかった。

軍政庁が開設された後の42年1月3日に制定された「香港九龍経済復興応急対策要綱」（全文は資料11参照）では「経済活動ノ基本タル流通通貨ハ軍票トシ香貨ノ流通ヲ禁止スルヲ根本方針トシ若干期間香貨ノ住民相互間流通ヲ認ム但シ此期間ニ在リテモ逐次香貨ヲ攻撃シ逐ニ之ヲ撃滅ス法幣ハ従前流通当面ヨリ排除ス 右ノ外金融対策ハ別途考究ス」となっていた。後述する「香港九龍金融応急対策要綱」を意識しての記述であろう。

1月3日にだされた同「金融応急対策要綱」（全文は資料12参照）によれば「軍票ノ流通並ニ之カ価値維持ヲ計リ英米ノ金融勢力ヲ排除ス」ること、「適性銀行ハ総テ之ヲ閉鎖整理」し「錢莊ハ統制アル組合ヲ速カニ結成セシメ華僑工作ト併行我方ニ協力セシム」, 「適性銀行預金ノ払戻ハ整理後ノ現金保有高ノ範囲内トシ最低ノ生活維持ニ必要ナル最小額ヲ逐次払戻スヲ限度

太平洋戦争下の香港（小林）

トス 非敵性銀行再開ノ為必要ナル資金ノ為ノ預金ノ払戻ハ之ヲ認ム但シ其ノ額ハ現金保有高ト照合決定ス」ことを基本方針としていた。以下の「一般要領」「銀行ノ処理」「官庁会社ノ処理」ではそれぞれの項目について細部の処理方針を示し、銀行については資産負債の調査を実施し、英・米・蘭・ベルギー銀行は閉鎖、フランス銀行は再開の方向で検討、銭荘は敵性と非敵性を重慶政府との関連で調査し、後者については機をみて再開させること、官庁については現金は没収、敵性商社は閉鎖、印刷局は原版等を没収、貨幣については法幣は流通禁止、香港ドルはしばらく軍票と並行して流通させるが、一定の比率で香港ドルと軍票を交換し、押収通貨は中国およびマカオなどで物資獲得のために利用する。その際軍票と香港ドルの交換比率は12月28日段階で1対2と決定された。その比率の決定について現地を視察した先の渡辺武はそのレポートの中で12月28日「当日ノ広東ニ於ケル両替相場ヲ基準トシ我方ニ若干有利ニ決定セルモノナリ」と述べていた。

こうして12月30日には九龍に、翌1月5日には香港島に軍票交換所が設置され、一人一回10ドルを限度にして香港ドルの軍票への交換に応じたのである。当時の交換の様子を渡辺武は次のように記していた。

「当初ハ交換ヲ要求スルモノ極メテ少カリシガ1月半ニ於テハ午前9時交換ヲ開始シ大体10時半頃予定ノ限度ニ達シ尚交換漏ノ者数千名ヲ剩ス状況ニシテ交換要求者ハ毎朝4時30分頃ヨリ来リ開店ヲ待ち居タリ」（同上）

そして1月半ば以降は香港ドルから軍票への交換者が続出したことを述べている。これは貿易通貨たる香港ドルが香港貿易の停止とともに減価していくなかで、軍票への切り替えを香港住民が強要された結果にほかならない。

しかし、香港軍政当局は、その後恒久的な通貨政策の立案へと進みはじめる。香港占領地総督部は42年5月15日付で「香港占領地通貨整理要領」（全文は資料13）を策定する。この「要領」では「方針」として「急激ナル幣制改革ノ民衆ニ及ホス衝撃ヲ可及的回避スト雖一部ノ犠牲ニ拘泥スルコトナク香貨価値ノ低落ヲ誘導スル一方軍票流通面ノ拡大ト普遍化ニ努メテ軍票一色化ヲ推進シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ図ルト同時ニ恒久通貨制度樹立ノ態勢

ヲ整備ス」とうたい、これまでの香港ドル・軍票混流の状況を整理して「軍票一本化」の方向を目指すことを明示していた。そして具体的な「要領」では、それまでの香港ドルと軍票の交換比率2対1の「放棄」、軍関係経費の軍票使用などによる軍票の価値維持工作の推進、香港ドルの減価工作の推進、香港ドルと軍票の交換は香港ドルの価値が著しく減価したとき（対軍票相場が10分の1となりたる時）に短期間で交換すること、交換に際しては公債の交付や預金への振替により可能な限り軍票の交換額を少額に止めるものとするとし、「附則」として交換のため香貨整理資金勘定を設定すること、没収した香港ドルを管外での物資購入に利用することを明示していた。この基本方針は、42年6月に香港での戦後復興計画を速やかに作成する目的で香港経済委員会が設立され、活動するにともない同委員会にひきつがれていく。同委員会は「香港占領地ニ於ケル経済処理ノ中央ニ於ケル企画及統制ニ関スル事項ヲ審議立案スル為」内閣内に設けられたもので、興亜院政務長官を会長に外務省東亜、大蔵省理財、陸海軍省軍務の各局長と興亜院政務部長を委員とし、その下に興亜院政務部長を幹事長に外務、大蔵、陸軍、海軍、興亜院各省の課長からなる幹事会が組織されて事務を担当した（全文は資料14）。

同委員会において7月11日に「香港占領地ニ於ケル通貨暫定措置ニ関スル件」（資料15）が決定されている。ここで決定された基本方針は先の香港占領地総督部「香港占領地通貨整理要領」とほとんど変わらない。ただ、一点異なる点をあげれば「香港貨対軍票ノ現行公認比率2対1ハ之ヲ引下グルモノトシ新比率ハ差当り4対1トス」として、新交換比率を従来の香港ドルと軍票の交換比率2対1を4対1に変更した点であった。では、4対1なる交換比率はどのようにして決定されたのか。7月6日付「香港占領地通貨整理要領」（資料16、資料17）（作成者不明、香港経済委員会ではないかと想定される）では「軍票対香港貨ノ現行比率2対1ハ直チニ之ヲ引下グルト同時ニ管内公認銭莊ニ対シ軍票対香港貨ノ両替ヲ認可スルモ之ガ交換比率ハ市場ノ成行ニ委スルコトナク我方ニ於テ実勢等ヲ勘案シツツ香港貨ノ引下ヲ目途トシ自主的ニ決定統制スルモノトス」と述べているだけで具体的交換比率の提示はな

太平洋戦争下の香港（小林）

い。ただし、市場の趨勢によるのではなく、香港ドルを引き下げることかたちで「自主的」に決定する。換言すれば相場にこだわることなく「自由」に決定するとしている。交換比率を4対1にするという案が資料として登場するのは7月9日付「香港占領地ニ於ケル通貨暫定措置ニ関スル件（案）」（資料18）（作成者は不明だが、おそらく香港経済委員会にまちがいなかろう）であった。そこでは、「香港貨対軍票ノ現行公認比率2対1ハ直ニ之ヲ引下グルモノトシ新比率ハ5対1トス」とし、つづいて「管内公認錢莊ニ対シ軍票対香港貨ノ両替ヲ認許スルモ之ガ交換比率ハ市場ノ成行ニ委スルモノトス但シ通貨対策上必要ナル場合ニ於テハ我方ニ於テ自主的ニ之ヲ統制スルモノトス」としていた。ここでも原案は「5対1ヲ想定ス」となっていたのを「4対1トス」と鉛筆で訂正していた。交換比率は、実勢よりは政策的に決定されたことを物語っている。

では、実際にどのように交換が実施されたのか。42年7月24日付香督令第32号「香港占領地総督管区内通貨並ニ同交換規定ニ関スル件」（資料19）が総督磯谷廉介の名で発表された。同件によれば、「香港占領地総督管区内通貨並ニ同交換規定ヲ左ノ通り定ム」として軍票および香港ドル以外の使用を禁止し（第1条）、租税との他総督部への支払いはすべて軍票とし（第2条）、軍票や香港ドルの香港への搬出入はすべて許可制とし（第3条）、総督の許可を受けた軍票交換所のみで香港ドルと軍票の交換を実施すること（第4、5、6条）、軍票と香港ドル以外の交換禁止（第8条）をうたい、本令に違反した場合には「軍罰ニ処ス」（第9条）としていた。軍票と香港ドルとの交換に関しては「別ニ之ヲ定ム」（第7条）としてここでは表示していなかった。

交換比率を表示したのは公示第44号（資料20）で「左記ヲ交換所ニ指定ス」として横浜正金銀行と台湾銀行をあげ、交換比率を軍票1対香港ドル4、軍票18対儲備券100と規定していた。なお、軍票交換所は、7月28日の公示第47号（資料21）で、交通銀行、東亜銀行、華僑銀行が、7月31日付公示第49号（資料22）で新たに康年儲蓄銀行、永安銀行、中南銀行、塩業銀行が追加され、全部で合計9行が交換業務に従事した。

3 華民代表会・華民各界協議会と区分統治

(1) 統治の出発

日本軍は中国人組織を取り込むかたちで42年3月に華民代表会と華民各界協議会を結成したのである。

華民代表会は42年3月28日に香督令第10号「香港占領地総督部華民代表会規定ニ関スル件」（資料23）にもとづき結成された。同令によれば華民代表会は総督の監督に属し「香港占領地ニ於ケル中国人ニ関スル政務ニ付総督ノ諮問ニ応ジ意見ヲ開申ス，華民代表会ハ中国人ニ関スル施政ノ重要事項ニ付総督ニ建議スルコトヲ得」（第1条）となっており，構成メンバーは「顧問若干ヲ以テ之ヲ組織シ，中一人ヲ主席ト」（第2条）し，「華民代表会ハ香港占領地ニ居住スル中国人ノ中ヨリ総督之ヲ任免ス」（第3条）るかたちで作られた。華民代表会の答申や建議は「主席ニヨリ統裁サレタル意見」（第4条）として，「書面ヲ以テ総督部民治部長ヲ經由」（第5条）することとなっていた。総督の諮問に応じ，かつ総督の意向を香港住民に伝達する機関として発足したのである。

委員は以下の4名であった。主席は羅旭穌，委員は劉鐵誠，李子方，陳廉伯。華民代表会と総督部との間では月平均2回の割合で会合が開催され42年5月19日に第1回会合がもたれて以降45年1月25日に最後の会議が開催されるまで45回の会合がもたれ78件の議題が論議された。とくに多いのは食糧問題で次いで救済，燃料，倉庫貨物の処理問題，治安，物価の順序になっていた。もっとも時期によって偏りがあり，1942年の占領初期においては，救済問題がトップ7件，食糧問題，燃料問題，慰安所問題が4件でこれに次いでいた。ところが，1944年にはいると食糧問題とともに治安問題が第2位に浮上していった（詳しくは，前掲『日佔時期的香港』178-179頁参照）。

この華民代表会と時期を同じくして香督令第11号に基づき「香港華民各界協議会規定ニ関スル件」（資料24）がだされ，華民各界協議会が組織された。

太平洋戦争下の香港（小林）

同令によれば「香港占領地ニ於ケル中国人ニ関スル政務ノ運行ヲ円滑ナラシムル為香港華民各界協議会（以下単ニ各界協議会ト称ス）ヲ置ク、各界協議会ハ華民代表会指導ノ下ニ中国人ニ関スル政務ニ付キ総督部行政機関ニ協力シ且之ニ対シ意見ヲ開申スルトコヲ得」（第1条）となっており、前述した華民代表会の下部組織として結成された。メンバーは「各界協議会ハ香港占領地内ニ居住スル中国人ニシテ各界ノ代表ト認ムヘキ者ノ中ヨリ華民代表会ノ推薦ヲ経テ香港占領地総督ノ指命シタル会員ヲ以テ組織ス」（第2条）となっており、商業、工業、運輸、金融、教育、慈善、技術、医師、建築、労働などの各分野を代表すると認められた22名をもって構成した。各界協議会は主席と副主席各一名を置き（第3条）、華民代表会の会員の列席を得て（第4条）、決定事項は主席の統裁するところにより（第5条）、華民代表会を通じて総督に具申された（第6条）。同会は毎週2回定例会議を開き、各種の問題を討論し、華民代表会を通じて総督に意見具申をおこなったのである。

華民代表会と華民各界協議会の論議の具体的内容については資料不足で明らかではない。しかし、1942年10月に香港に空襲があり、パニックの中で物価が急騰、その後も価格を吊り上げたままの商人に対して華民代表会は声明を発表、「すぐ元の物価に、反省せずば断固たる処置」（『香港日報』1942年10月28日）を表明している。こうした動きから判断して総督部の意向を汲んで行動したことは容易に想定できる。ただし、慰安所設定問題では、結局は設定されることとなるが、論議の課程では総督部に異をとらえたとも言われている。

華民代表会と華民各界協議会のメンバーがいかなる人物であったか。華民代表会の羅旭穌はイギリス植民地時代からの香港華人代表であり、戦後も引き続き其の地位にあった人物だった。また華民各界協議会の主席の周壽民もこれまた羅旭穌同様イギリス植民地時代の香港華人代表であり、他の面々も多くは香港の名士達であった。

日本軍の香港占領直前に陸路、海路、もしくは航空機を利用して啓徳空港から香港を脱出した重慶政府系の政財界の幹部も多数おり、日本軍は逃げ遅

れた幹部を捕虜として日本統治に利用することをもくろんでいた。41年12月25日には胡文虎を、12月27日には羅旭穌と羅文錦を、29日には董仲偉を、翌年1月1日には李子方「重慶側要人」として「補足」しており、その中で「人望アル」「和平愛好ノ士ト協力」してその後の「政治工作」をおこなうことを考えていた。華民代表会と華民各界協議会のメンバーはそうした中から選抜されたのである。

(2) 区分統治の実態

日本軍が香港占領後に華民代表会と華民各界協議会を設立したのに続いて地方行政機構として作り出したのが地区事務所と区役所の設定であった。

香港に総督部が設立された直後の42年16日総督部は「地区事務所規定」(香督令第14号)を発して新たに地区事務所を設置する。同規定によれば、地区事務所は香港占領地内三箇所(香港島、九龍、新界)に置かれ(第1条)、所長3人、副所長3人、係長9人、係員126人を擁し(第3条)、所長は総務長官の指揮監督を受け総督の命令を実行(第3条)するものであった。地区事務所には三つの係が置かれ(総務・経済・衛生)活動した。また、「指定地区事務所の位置管轄区域」によれば、香港地区事務所は香港市に置かれ、香港島及びその周辺の島を管理し、九龍地区事務所は九龍市にあって、九龍とその周辺二区を管理し、新界地区事務所は大埔街にあって、前記二事務所管轄地区を除いた地域を新界を中心に管理したのである。

さらに、総督部は、香督令第26号「香港占領地総督部区政実施の件」(資料25)にもとづき42年7月20日に区政度を制定した。区は総督の発する命令を処理するために新たにもうけられたもので(第1条)香港島を12の区に九龍をこれまた9区にそして新界を7つの区に分けて統治するものであった。区には総督が任免する区長1名、副区長1名と区長が任免する区吏員若干名がいた(第3条)。区長は区の事務を統括し区を代表し(第4条)、区長の諮問に応ずるために区長と区会員からなる区会を置くこととなっていた(第5条)。区会員の定数は1区5名から10名で、区に住所を有する者の中から当

太平洋戦争下の香港（小林）

該地区事務所長がこれを任命することとなっており、名誉職で任期は2年（第7条）、その任に耐えないと判断されたときには総督の認可を受けて当該地区事務所長が解任することができた（第8条）。区長は区の歳出入予算や区の住民の権利義務にかんする重要事項を区会に諮問し（第6条）、区内に居住する者は区の事務を処理するために必要な費用および総督の命令により区の負担となった費用を分担する義務を負う（第9条）となっていた。

第7、8条に明らかなように、区は先の地区事務所に隷属し、地区事務所長が区役員を任命し、また解任することができるようになっていた。従って地区→区の行政ルートが作り上げられていったのである。

香港の区の役員は多いところで、10名、少ないところでも6名で、合計201名を数えている。彼らの仕事は、地区事務所の管理、監督を受けて、香港総督府のさまざまな行政事務を第一線で実施する点におかれていた。

彼らが担当した最も重要な仕事は、前述した人口疎散政策と軍票政策であった。これらの二大政策は、地区事務所から区役所を通じて香港住民に徹底されていったからである。

まず、人口疎散政策について言えば、香港総督部は、戸籍作りの前提として戸口規則を制定し戸口調書を実施するが、それを実際に実施したのは区長であった。香督令第40号戸口規制（資料26）によれば、出生、死亡、管区以外への移動に際しては、報告義務があり（第1条）、日本人の場合は所轄地区事務所に、中国人の場合は所在地の区長に書類を提出する義務がある（第3条）というもので、区長が区内住民の動向を明確に把握するために実施したものだ。

こうした住民の動向把握の必要性は、1つに、食糧配給機構を整備し不必要な住民は香港外に移動させる、いわゆる疎散政策の基礎資料を作るための作業だった。

いま一つは、軍票政策を徹底させるためであった。軍票流通政策は、1942年7月に軍票1対香港ドル4の比率で交換する形で香港ドルを弱める政策が実施されていたことはすでに論じた。ところが、43年4月になると、それ

まで香港ドルと軍票が混流していたのが、軍票一本化にふみきり、香港ドルの軍票への強制交換が実施されたのである。「軍票一本化」は、香港占領時から一貫した日本の政策だったが、この時期にいたりその実施にふみきったのである。その理由は、中国の華中占領地において軍票流通政策が中止され、儲備券による占領地基軸通貨化が進むなかで、両者が併存して流通することが許されなくなってきたのである。総督部は43月3月26日「香港占領地総督部管内通貨政策案」をまとめている。それによれば、「軍票一色化ノ断行ニヨリ通貨投机ノ途ヲ梗塞シ以テ健全ナル通貨体勢ヲ促進ス」としており、投机により通貨混乱を避けて、この時期に占領以降念願だった軍票一本化を達成する方針を明示した。

この軍票一本化は、香督令第26号（43年5月10日）で「香港占領地総督管内通貨規則左ノ通定ム」として、日本軍の軍票（2号券、丙号券、50銭以下ノ丁号券、戊号券）を「香港占領地総督管内ノ通貨ト」し、それ「以外ノ通貨ヲ使用スルコトヲ得ズ」（第1条）とし、さらに「別ニ定ムル場合ヲ除クノ外香港占領地総督（以下総督ト称ス）ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ香港軍票以外ノ通貨ヲ売買又ハ交換ノ目的ヲ為スコトヲ得ズ」（第2条）、「別ニ定ムル場合ヲ除クノ外総督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ香港軍票ノ搬出若若ハ搬入又ハ香港軍票以外ノ通貨ノ搬入ヲ為スコトヲ得ズ」（第3条）とし、軍票以外の通貨の売買、香港への搬入を厳禁した。そして、「前3条ノ規定ニ反シタル者ハ15年以下ノ監禁又ハ5万円以下ノ過料ニ処ス 前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ監禁及過料ヲ伴科スルコトアルベシ」（第4条）としていた。そして、附則では、「本令ハ昭和18年6月1日ヨリ之ヲ施行ス香港占領地総督部管内通貨並ニ同交換規定ハ之廃止ス 本令施行前旧令ノ適用スベカリシ行為ニ付テハ仍旧令ニ依ル」としていた。

以上は、軍票一本化を規定した総督府の法令の内容だが、5月10日には、公告第14号（資料27）で、具体的交換規定を明示している。それに因れば、香港5月10日より5月31日まで、日曜祭日を除く毎日、横浜正金銀行、台湾銀行を筆頭に17行が交換所に指定され、それ以外に5月15、20、21、25日に

は区役所や事務所出張所が交換所になった。九龍でも、新界でも事態は同様で、区役所が軍票の交換に重要な役割を演じたのである。

4 軍政下の生活

占領作戦が終了し占領体制が整備されはじめると表面上は静かな市民生活が始まった。本稿冒頭に掲げた関禮雄『日佔時期的香港』では、こうした占領下の市民生活に多くの頁を割いているので、その実態を詳しく見ることができる。

それによれば香港市民の足であり、主要な交通機関だった電車の運行は1942年1月に再開されたというし、バスや汽車、スターフェリーもその後運行を開始した。学校はなかなか再開されず、雑誌類の発行もその数を減らしたという。映画も日本の戦争を賛美するもの多数占めたが、それでも42年1月以降九龍好世界戲院の再開をきっかけ映画館の開館が始まったという。ラジオ放送も42年2月には再開し、競馬も42年4月以降再開された。

こうした香港庶民の軍政下の生活史については、これまでの研究で言及されるところが少なかったが、先の関禮雄の著作によってはじめて多面的角度から光が当てられる結果になった。

もっとも、この間でも表面的に「平和」が香港の町を支配したにしても、内実では、香港市民の生活は憲兵によって支配され、彼らのさじかげん一つでたちまち死に追いやられる恐怖と緊張が街に満ちあふれていた。

ある者は、香港ドルを所持していたために殴打され、またある者は、故なきとがを受けて逃亡を余儀なくされ、こうした生活は、1943年後半以降一層激しさを増す結果となる。

5 破綻への道

こうした占領下の日常生活は1943年後半から、軍票の乱発によるインフレ

の進行と連合軍の爆撃の強化、物資の不足などによりしだいに破綻への道を進むことになった。

まず、軍票の流通量の急増とそれによるインフレの進行である。香港軍票の激増については第1表を参照願いたい。1942年7月の軍票と香港ドルの交換比率1対4への変更により、市中軍票流通量は増加をとげ、さらに43年6月の軍票一本化工作以降軍票流通量は激増をとげた。43年4月の2,534万円から12月の4,195万円、44年4月の1億500万円、44年12月の3億937万円、そして敗戦時の45年8月には19億6,275万円へと累増した。中国各地で発行された軍票も45年8月には25億円に達したが、香港軍票は45年8月の中国占領地軍票残高の70%という高率となった。このうち12億円は香港印刷の百円券であり、敗戦まで香港では紙幣印刷が実行されていた。

したがって、物価上昇はいかんともしがたく、1943年暮れから44年いっばいの物価上昇率をみれば、第1表のように総平均でみても、1943年4月を100とした食糧品価格指数をみれば、1943年12月が278、44年4月が654、44年12月が3,777を数えたのである。1943年後半以降のこうしたインフレの進行はしだいに香港の人達の生活をおびやかしはじめたのである。

この後期のインフレと香港の生活難を明確に表現するものは配給米価格の動向だろう。香港では、区役所ごとに米の配給所を作り、香港住民に米を提供してきたが、その価格は次のように修正されてきた。

1942年 3月	20銭 (1斤当たり)
10月	30銭
1943年 9月	37銭5厘
1944年 1月	75銭
4月	1円50銭
12月	3円

『香港東洋経済新報』創刊号(1944年6月)6頁、同第1巻第7号(1944年12月)8頁。

しかも、この配給対象者み1942年3月以降管区内住民に対し一般無差別配

太平洋戦争下の香港（小林）

第1表 香港物価動向

	軍票流通量		金価格	軍票・香港ドル交換率		食料品 価格指数
	軍票1,000円	指標		東亜銀行	ヤミ市場	
1943. 4	25,343	100	100	100	100	100
5	37,514	148	143	104	116	100
6	36,814	145	156	110	128	110
7	34,439	136	153	113	144	165
8	29,330	116	216	171	160	260
9	28,322	112	326	196	220	262
10	24,318	96	306	98	228	236
11	33,565	132	259	81	160	247
12	41,950	166	272	92	148	278
1944. 1	44,250	175	313	103	160	349
2	56,503	223	346	91	204	414
3	79,938	315	565	121	312	628
4	104,998	414	691	157	291	654
5	114,798	453	738	153	308	570
6	128,979	509	750	169	384	582
7	136,325	538	1,298	313	1,020	780
8	144,187	569	1,271	506	1,201	1,170
9	170,731	674	1,702	569	1,399	1,811
10	190,028	750	2,309	540	1,439	1,796
11	242,551	957	2,521	513	1,460	1,968
12	309,374	1,221	3,287	575	1,600	3,777
1945. 1	364,821	1,440	4,298	839	1,802	5,125
2	409,514	1,616	4,574	1,059	2,878	5,658
3	489,319	1,931	4,723	1,201	3,200	6,205
4	491,388	1,939	5,160	1,320	3,252	7,140
5	616,933	2,434	6,617	5,629	5,797	18,983
6	873,448	3,447	10,170	7,124	7,273	26,966
7	1,162,194	4,586	20,957	8,610	12,131	26,491
8	1,962,746	7,745	31,064	21,875	32,000	32,855

政府檔案局歴史檔案處資料 (H. K. R. S. No.163 DS No. 1 / 133)

給であったものを1944年4月には軍政協力者にのみ限定し、さらに1944年12月には直接的軍政協力者本人のみに限ったのである。しかし、1944年4月の時点で米1斤配給価格1円50銭に対し市場価格は10円と両者の間には8円50銭の開きがあったのである。1944年4月以降の香港庶民の生活苦は想像を絶するものがあったといえよう。こうした庶民の生活に加えて連合軍の爆撃が激化することで香港の生活は一層困難なものになった。1942年10月24日の香港初爆撃以降連合軍の空爆は激しさを加え、1943年に9回、44年に8回、そして45年には6月12日の最後の空爆までその回数は半年間で9回を数えた。そして45年にはいると空爆の規模とそれによる被害は急増していった。もはや、日常生活を維持するのは困難な状況が生まれてきていたのである。

連合軍の反撃の激化と生活苦の増加のなかで反日運動は様々な形で現れた。廖承志率いる中国共産党系の東江縦隊港九独立隊や英国系の英軍協力組のゲリラ活動はその典型であった。

こうした動きに対し香港総督府はこれまで九地区事務所一区役所の「上位下達」組織を補強、強化するために45年に入ると区以下の街区を中心に保甲制度が実施されていくのである。

おわりに

以上、太平洋戦争当時の香港軍政の実態を検討した香港軍政は大きくみれば、初期の占領統治の骨格作りの時期（1942年2月まで）と、香港総督部→華民代表会と華民各界協議会と香港総督部→地区事務所と区役所による香港軍政展開期（1943年6月まで）とその後の香港軍政の危機とインフレの進行、市民生活の破綻による崩壊（1945年8月まで）を三期に分けて概観した。

そして、香港軍政が強力に推し進めた人口疎散政策と軍票政策が、実は総督部を頂点とする統治機構の強靱さにあったこと、とりわけ、華民代表会と華民各界協議会に集まった香港エリート達だけでなく、地区事務所や区役所に終結した二流、三流のエリート層を包含しつつ統治が行われた点にあった

太平洋戦争下の香港（小林）

ことを指摘した。しかし、1943年6月以降のインフレと空襲、加えてゲリラ部隊活動により引き起こされた統治機構の動揺の結果、香港軍政はその根底から掘り崩されていった。1945年に入り、最末端の街区を保甲制で固め悪名高き憲兵隊を廃止し普通警察制を導入したが、もはやそうした対応で乗り切れる状況ではなかった。

しかし、日本軍政期に開始された地方行政機構は戦後も生き続け、香港暴動から香港の中国返還の揺れ動く政治状況のなかで、それを固めるべく再度登場してくるのである。華民代表会や華民各界協議会に結集した香港のエリートはイギリス統治下も日本軍政下もそして1945年以降も香港の統治者としてその姿を現しているが、地区事務所や区役所に集まった二、三流のエリートは若干の者を残して戦後姿を消してしまう。しかし、人的には切れても地方行政システムは香港危機の後再登場する。日本と異なり「移民社会」＝香港は、危機に際し何にもまして、地区住民を組織する必要が決め手となるのである。

資料 1

波集作命乙第2号

第23軍命令 12月16日0900深圳

1. 陸軍中佐岡田芳政ハ興亜機關ヲ編成シ香港、九龍及澳門ニ在ル支那側要人ヲ獲得シ且之カ利用ニ關スル工作ヲ實施スベシ
2. 細部ニ關シテハ主任參謀ヲシテ指示セシム
軍司令官 酒井 隆

資料 2

波集作命甲第225号

第23軍命令 12月28日1000九龍

1. 明29日午後軍戦闘司令部ヲ閉鎖シ同時軍政廳ヲ開設ス
前項軍政廳ノ位置ハ當分ノ間九龍南端「半島ホテル」内トス
2. 占領地駐屯部隊〔澤本部隊ヲ含ム〕ノ諸報告等ハ自令特ニ指示スルモノノ外在九龍軍政廳ニ提出スベシ
3. 興亜機關ハ自令香港ニ位置シ前任務ヲ續行スベシ
4. 香港憲兵隊長ハ自令興亜機關ノ業務ヲ援助スベシ
5. 佐野兵團長ハ將校ノ指揮スル約2分隊ヲ香港「ホテル」ニ差出シ支那側要人ノ

監視ニ任ゼシムベシ

細部ニ關シテハ岡田中佐ヲシテ指示セシム

6. 予ハ30日夕廣東ニ歸還ス

軍司令官 酒井 隆

資料3

第23軍香港，九龍軍政指導計畫

第23軍司令部

第23軍香港，九龍軍政指導計畫

1. 先ズ治安ヲ恢復シ爾後速カニ我カ軍事基地タラシムルト共ニ重慶政權覆滅ノ為ノ政治的謀略的基地タラシムルヲ主眼トシテ取敢ヘス強力ナル軍政ヲ施行ス
2. 我カ國ノ南方ニ於ケル經濟的，政治的基地タラシムル爲ノ本格的施政ハ我カ勢力ノ南方ニ對スル進展度ト重慶政權ノ崩壊狀況等トヲ考慮ノ上追ツテ其ノ時機及方策ヲ定ム

第2 指導要領

1. 諸般ノ施政ハ當初先ツ治安ノ恢復竝ニ之カ維持ヲ第一義トシ次テ所要ノ建設ヲ行フ
2. 香港九龍租借地ノ自活ト我カ軍事トニ直接關係ナキ貿易，金融，生産，運輸，交通文化等ノ諸活動ハ本格的施政ノ段階ニ到ル迄之ヲ抑制ス
但シ重慶政權ノ崩壊ヲ促進スル目的ヲ以テ行フ華僑竝ニ重慶側要人ノ誘致及之カ安住ニ必要ナル施策ハ積極的ニ之ヲ行フ
3. 既存ノ重要施設就中軍事ニ關係アルモノハ之カ保安ニ萬全ヲ期スルト共ニ逐次積極的ニ之カ建設ヲ促進ス
4. 無用ノ社會變革ハ努メテ之ヲ防止スルモ英米勢力打破ノ爲止ムヲ得サル經濟的社會的變革ハ之ヲ阻止セサルノミナラス狀況ニ依リ之ヲ促進スルノ諸政策ヲ行フ
5. 香港島九龍租借地ニ於ケル軍人軍屬及陸海軍雇，傭人以外ノモノ，出入竝ニ居住，軍需以外ノ物資ノ搬出入及企業，營業，商行為ハ總テ第23軍司令官ノ認可ヲ受ケシム
6. 海軍根據地關係施設ノ建設運營及海面防備竝ニ居住給養等ニ關係アル海軍ノ要望ハ極力之カ充足實現ニ努ム

第3 施策要領

1. 民政

- 1 政略直後ニ於ケル民政ノ重點ヲ治安ノ恢復竝ニ之カ維持ニ置ク
- 2 各種公共團體及機關就中保安ニ關係アルモノハ適性ヲ有スルモノ、外努メテ既存ノモノヲ利用シ要スレハ其ノ主要構成員ヲ日本人ヲ以テ置キ換フ

太平洋戦争下の香港（小林）

新公共団体及機關ハ作戰後ノ動揺期ヲ過キ安定期ニ入ルニ從ヒ所要ニ應シ之ヲ結成セシム

- 3 香港市及九龍市ノ人口ハ勉メテ之ヲ制限ス
之カ爲速カニ下層階級就中浮浪民ヲ他ニ強制移住セシム但シ我カ軍事基地タラシムル爲ノ技術及勞働力ハ之ヲ確保ス
 - 4 誘致セル華僑及重慶側要人ノ爲ニハ特別地區ヲ與ヘ安住ノ方途ヲ講ス
 - 5 陸上ノ交通運輸（香港九龍間ノ交通運輸ヲ含ム）竝ニ通信施設ハ警備及作戰ニ關係アルモノヲ優先的ニ確保整備スルモノトス
 - 6 一般英米人（敵性國家ノ人民ヲ含ム）ハ當初之ヲ抑制シ機ヲ見テ適宜處理ス狀況ニ依リ一部又ハ全部ヲ特定ノ地域ニ於テ保護シ爾後ノ徵用又ハ利用ヲ策スルコトアリ
 - 7 敵性ヲ有セサル中國人ニアラサル第三國人ノ取扱ニ就テハ適宜之ヲ定ム
2. 財政，金融及經濟
 - 1 軍政施行ノ爲必要ナル財源ハ勉メテ押収セル物資物件ヲ以テ之ニ充テ爾後成ルヘク速カニ税制ヲ確立ス
 - 2 民衆ノ生活必需品ノ確保ニ努ム之カ爲香港島九龍租借地ニ貯存シアルモノ，煙滅搬出ヲ極力防止スルト共ニ要スレハ速カニ之ヲ他方面ヨリ移輸入スルノ方途ヲ講ス
尚要スレハ重要物資ニ就キ配給制ヲ施行ス
 - 3 電氣，水道，通信及主要交通機關竝ニ重要工場等ハ陸軍ニ於テ管理ス但香港攻略ニ關スル第23軍司令官 間協定ニ依ル海軍管理ノモノヲ除ク
第二遣支艦隊司令長官
 - 4 香港島九龍租借地ニ於ケル主要通貨ヲ軍票トシ之カ流通價值維持ニ就キ諸般ノ施策ヲ行フ
香港弗ハ其ノ流通ヲ禁止ス但シ所要ノ期間少額紙幣ニ限り流通ヲ許可ス
香港弗所要者ニ對シテハ該期間内ニ於テ一定ノ僅少金額ヲ限り軍票トノ交換ヲ認ム
法幣ニ就テハ大陸ニ於ケル施策ニ順應シテ其ノ對策ヲ講ス
3. 司法
 - 1 既存ノ高等法院警察裁判所等ハ敵性ヲ芟除シタル上復活使用スルニ努ム之カ爲其ノ中核トナルヘキ要員ハ第23軍法務部ニ於テ準備充當ス
 - 2 裁判ハ軍司令官ノ名ニ於テ前項ノ機關之ヲ行フ
 4. 保安
 - 1 香港及九龍兩市街ノ保安ハ同地占領ニ伴ヒ成ルヘク速カニ軍隊ヲ分駐シ之ヲ根幹トシテ復活維持スルニ努ム
此ノ間速カニ既存警察機構ノ敵性ヲ芟除シ之カ利用ニ依リ保安ノ万全ヲ期ス

- 2 既存ノ警察機關ハ其ノ英人ヲ南支那派遣憲兵隊長（水上警察要員ノ一部ハ南支海軍特務部長）ニ於テ準備セル日本人ヲ以テ入レ換ヘ之ヲ有効ニ利用スルニ努ム但シ其ノ要員ノ不足ハ廣東領事館警察ヨリ増援セシム
- 3 保安ニ關シ緊急之ヲ要スルトキハ警察機關ハ一時警備司令官若クハ現地々區警備隊長ノ區處ヲ受ク

第4 軍政機構

1. 要 旨

取敢ヘス軍ノ現機構ヲ以テ諸政ヲ施行ス

爾後狀況之ヲ許スニ至ラハ成ルヘク速カニ新機構ヲ設定ス

但シ既存機構中敵性ヲ有セサル下部組織ハ勉メテ之ヲ復活利用ス

2. 第23軍司令官ハ香港島，九龍租借地ノ軍政ヲ統轄ス
3. 第23軍參謀長ハ軍政施行ニ關シ軍司令官ヲ補佐スルト共ニ命ヲ承ケテ行政各部門ノ指導統制ニ任ス
4. 第23軍參謀副長ハ軍參謀長ノ支持ヲ承ケ香港島，九龍租借地ニ於ケル軍政實施ニ關スル全般ノ企畫，行政各部門ノ統制ニ關スル事項ヲ掌ル
5. 第23軍特務機關長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ香港島，九龍租借地ニ於ケル民生，財政警務（水上ヲ含ム）公共施設，衛生，防疫，土木，運輸，交通，通信，其ノ他民政一般ヲ掌ル
6. 第23軍經濟部長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ香港島，九龍租借地ニ於ケル金融及經濟行政ヲ掌ル
7. 第二遣支艦隊司令官ヨリ差出ス前任海軍士官ハ陸軍側ヨリ出ス將校以下ヲ併セ指揮シ軍司令官ノ命ヲ受ケ香港島，九龍租借地ニ於ケル海事行政ヲ掌ル
8. 第23軍法務部長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ香港島，九龍租借地ニ於ケル司法行政ヲ掌ル
9. 第23軍報道部長ハ軍司令官ノ命ヲ承ケ香港島，九龍租借地ニ於ケル宣傳報道業務ヲ監督シ且其ノ直轄機關ニ依リ一部ノ宣傳報道及放送業務ヲ實施ス

資料4

昭和17年2月

香 港 統 治 方 策 私 見

波集團香港軍政應廳總務部長

陸軍少將 矢 寄 勘 十

香港統治方策

目 次

第1. 統治根本方針

太平洋戦争下の香港（小林）

第2. 經濟的施政方針

第3. 行政施策要綱

第4. 經濟施策要綱

金融ニ就テ

商工業ニ就テ

交通ニ就テ

水産業ニ就テ

農業ニ就テ

官業ニ就テ

第5. 財政施策要綱

第6. 土地施策要綱

附 記

1. 今後調査ヲ必要トスル主タル工（一字不明）

2. 附属書類

イ 阿片專賣案

ロ 鹽 專賣案

ハ 煙草專賣案

ニ 製糖事業ニ就テ

ホ 飲料水製造ニ就テ

ヘ 牧畜ニ就テ

香港統治方策

第1 香港統治根本方針

香港ノ統治方針ニ就テハ凡ソ帝國ノ國是ト香港自體ノ有スル軍事的及經濟的立地條件ニ因リ之ヲ決セザルベカラズ

惟フニ今次大東亞戰爭ハ英米民族ニ依ル東亞民族ノ制壓ヨリ之ヲ解放シ帝國指導ノ下ニ東亞ノ安定ト發展トヲ圖ルモノナルヲ以テ今次戰爭ニ依リ新ニ日本ノ指導ノ下ニ入レル諸地域ニ於ケル施政ノ根本方針ハ異民族ノ支配又ハ所謂帝國主義的統治ノ觀念ヨリ脱却シ東亞諸民族ノ協同團結ニ依ル共存共榮、民族協和ノ理念ニ基カザルベカラズ 然ラザレハ東亞諸民族ハ從來ノ歐米勢力ニ依ル支配ニ代フル日本ノ支配ヲ以テスルニ過ギズト思惟シ我ガ國ノ崇高ナル八紘一宇ノ精神ニ欣然トシテ協力シ能ハザルベシ 加之東亞ノ將來ニ付考察セハ帝國ノ支那及南洋一帶ノ掌握ハ資源的關係ヨリ歐米各國ノ羨望嫉視ヲ招キ況ンヤ英米ノ如キ必ズヤ帝國ニ對シ反攻ノ念ヲ棄テザルベクソ聯亦常ニ東亞侵略ノ念ヲ放抛スルコトナク獨伊ト雖モ其ノ抱懷スル白色民族至上主義ヲ公言セル歴史的事實ニ徴シ東亞ノ前途必ズシモ樂觀ヲ許サザルヘシ若シ戰勝ニ酔ヒテ何等省察スルトコロナク從來歐米諸國

ノ東亞民族ヲ處遇セルトコロヲ其ノ儘踏襲シ來ルベキ次ノ一戰ニ備ヘズシテ宏遠ナル理想ヲ樹立セズ徒ラニ日本ノ目前ノ小利ニノミ眩感シテ所謂帝國主義的施政ヲ爲スコトアランカ東亞諸民族ノ人心ヲ把握スルコト能ハズシテ次ノ對歐米民族戰ノ一戰ニ際シ今次佛蘭西ノ味ヒタル苦汁ヲ再ビ繰返スベク或ハ今後ノ廣大ナル面積ノ支配ハ却テ嘗テ蒙古人ノ支那及歐亞ノ支配ニ際シ深キ考察ナキ施政ノ結果其ノ痕跡ヲ留メザルノミナラズ其ノ發生ノ地スラ衰亡ノ事實ニ面セルガ如キ悔ヲ再ビスルノ惧アルモノト謂フヲ得ベシ故ニ我ガ國ハ之等ノ事實ニ鑑ミ東亞ノ共同防衛、東亞共榮ノ理念ノ下ニ速ニ東亞諸民族ノ強固ナル團結ヲ圖リ我ガ帝國ノ唱フル理想ノ下ニ欣然協力セシムベキ施策ヲ具ヘザルベカラズ 彼ノソ聯ノ如ク克ク十幾種ノ異民族ヲ合シテ一ノ國家ヲ組成セルハ實ニ民族對立ノ觀念ヲ階級對立ノ國際的觀念ニ還換シ以テ共通ノ敵ニ對スルノ觀念（一字不明）樹立セルニ依ルモノニシテ英國ノ屬領統治ニ際シテハ斯ノ如キ理論的根據ナク唯英本國ノ利益ノミノ統治ナルヲ以テ兩者何レモ異民族ニ對シテハ力ニ依ル支配ナリト雖モ前者ノ異民族支配ニ際シテ敢テ公言シテ憚カラザルハ實ニ此ノ理論的根據ノ在スル所以ナルベシ

故ニ我ガ帝國モ亦大東亞共榮圈ノ樹立ノ爲其ノ觀點ヲ次ノ對歐米共同防衛戰ノ一點ニ置キ東亞諸地域ニ於テ強力ナル政治ヲ實現スルノ要アルベシ其ノ獨立ノ形式ヲ採用スルモ或ハ日本領有ノ形ニ依ルモ敢テ論ズルトコロニアラズ 之ヲ朝鮮、臺灣ノ領有ノ如ク施政ノ論據有ルガ如ク或ハ無キガ如ク現地在住民ノ以テ諒得スルニ足ルベキ論據ナクシテ荏苒今日ニ至レルガ如キ固ヨリ當時ノ滔々タル帝國主義的風潮ニ基因スルモノナリト雖モ今ヤ世界ハ再編成セラルベキ時機ニ際會スルモノナレハ斯ノ如キヲ再ビ演ズルノ愚ヲ戒メザルハカラズ

我ガ國ノ今日ニ至レル迄朝鮮臺灣ノ施策ハ常ニ一視同仁ノ施策ニシテ一貫シテ渝ルコトナシ今後ト雖モ此ノ點ニ關スル限り亦變更スルノ要ナカルヘシ 然レ共此ノ崇高ナル施政ノ大綱ハ住々形式主義ニ流レ現住民ニ對シ仁政ナラザコト益々之ヲ見ル所ナリ 日本民族ノ傳統的觀念トシテ國家的統一性ヲ追及スルノ念強キ為領土ナル觀念ニ依リ直ニ母國同化主義ヲ採用スルノ風習アリト雖モ斯ク如キハ今後幾多ノ風俗習慣ノ異レル民族ノ統治或ハ指導ニ當リテハ深ク考察セザルベカラズ寧ロ民族共榮ノ理念ヨリ徐々ニ帝國ノ文化ヲ彼等ニ侵染セシムベク急速ナル變化ヲ企圖スルガ如キハ固ク戒慎ヲ要スルトコロナリ

之ヲ要スルニ強力ナル政治ハ必ズシモ彈壓ニ依ルモノニアラズ又現住民ニ對シ諛ル政治ニアラズシテ要ハ原住民ノ欣然日本ニ對シ協力スベキ施政ニアルモノナリト謂フヲ得ベシ

第2 經濟的施政方針

香港ニ對スル經濟的施政方針ハ香港ノ有スル經濟的地位條件ニ依リ之ヲ決セセザルベカラズ

太平洋戦争下の香港（小林）

香港ノ経済的地位條件ニ付考察スルニ從來ノ香港ノ繁榮ハ其ノ依テ來ル所以次ノ三點ニ歸スルモノト謂フヲ得ベシ

即チ一ハ香港ノ地理的地位ニ基クモノニシテ二ハ英本國及其ノ屬領地トノ經濟的關係ニ因ルモノ三ハ英國ノ對香港施政方策ニ依ルモノ是ナリ 依テ順次右ニ付キ論ズベシ

第一ニ香港ノ地理的地位ニ付稽フルニ香港ハ其ノ地位南支要衝ニ位シシンガポール二次グ南支軍事基地トシテ地理的優位性ヲ有シ加フルニ南支ノ政治的要衝タル廣東ト近接シ廣九鐵道ニ依リ南支ト連絡シ其ノ廣大ナル經濟的背景ヲ有スルコト滿州ニ於ケル大連北支ニ於ケル天津青島、中支ニ於ケル上海ト比肩スルモノニシテ彼此優劣ヲ論ズル能ハザルトコロナリ 而シテ又大東亞戦争遂行中ト雖モ東亞共榮圈ニ於ケル仲繼港トシテ重要ナル地位ヲ占ムルモノナルヲ以テ其ノ地理的地位ニ基ク繁榮ノ要因ハ今後ト雖モ變化スルコトアラザルベシ

次ニ香港ト英本國及其ノ屬領地トノ經濟的要因ニ付キ考フルニ這ハ英本國ノ地理的位置及其ノ屬領ノ世界各地ニ散在スル事實ニ基クモノニシテ其ノ地理的特殊性ヨリ生ズル結果トシテ香港ヲ對東洋經濟基地トシ此ノ地ヲ以テ歐米ト東洋及南洋竝ニ東洋ト南洋トノ物資或ハ金融ノ中心的交流地トシテ利用シ之ニ伴フ凡ユル商業的機關ヲ完備シ以テ香港ヲ歐米物資ノ對東洋集散地ト爲シタリ此ノ點ニ關シテハ從前ト今後トハ自ラ變化セザルヲ得ザルベシ即チ日本ト香港トハ等シク東洋ニ存在シ其ノ位置ノ地理的ニ近接セル結果從前ノ如ク此ノ地ヲ以テ東亞ト對歐又ハ對南洋ノ物資金融ノ交流ノ中心地ト爲スノ要ナク對歐米及對南洋ノ關係ハ其ノ大部分ハ日本ニ移ルベク敢テ香港ヲ煩ハスノ要ナカルベシ唯南支ト歐米又ハ南洋トノ關係ニ於テ從來ノ關係ヲ或程度存置スベキ可能性アレドモ生產品ノ關係ヨリ見テ其ノ多クハ日本ヲ通ジテ行ハルルコトハ今後ノ天津或ハ上海ト異ル所アルザルベシ

最後ニ第三ノ點ニ付考フルニ英國ハ從來香港ヲ自由港ト爲シ支那ニ對スル物資ノ補給地トシ且ツ軍事的基地トシテノ利用ニ支障ナキ限り支那人及南洋華僑ノ安居樂土トシテノ凡ユル利便ヲ講ジ之ニヨリ有力支那人ノ香港投資ヲ誘引シツツアリシ施策ニ基クモノニシテ此ノ點ニ關シテハ今後ト雖モ從前ト何等異ニスル必要ナカルベシ又此ノ方針ハ滿州ニ於ケル大連或ハ中支ニ對スル上海ト同様ニ考フルヲ得ベシ 而シテ又香港ハ大東亞戦争遂行中ハ兵站基地或ハ軍事療養基地トシテ特殊ノ使命ヲ有スベク其ノ他既存ノ商業的諸施設ノ完備ハ自ラ東亞共榮圈ノ仲繼港トシテ利用セララルルニ至ルベシ

以上ノ諸點ヲ綜合シテ香港ニ對スル經濟的施策ハ客觀的條件ノ變化ニ因リ自ラ變移スルモノヲ除キテハ從來英國ノ採レル政策ヲ踏襲シテ敢テ不可ナカルベシ其ノ具體的施策ノ要綱ニ就テハ別ニ後述スベシ

第3 行政施策要綱

香港領有ニ伴ヒ其ノ施策ノ大綱ハ前ニ述ベタル所ナルガ之ガ具體的行政施策要綱トシテ其ノ大綱的措置ト緊急的措置ニ付私見開陳スヘシ

(其ノ1) 帝國ノ軍事的及經濟的利益ノ獲得以外ハ可及的現地本位ノ行政ヲ爲スコト

行政ノ目標ハ之ヲ國家的利益ノ如何ニ置キ凡テ施策スルヲ要ス住々ニシテ新領土ニ於テハ母國人ノ利益本位ニ行政セラルルコトアルモ母國人ノ利益ハ必ズシモ母國ノ利益ト爲ラズ却テ大ナル損失ヲ招來スルモノ其ノ例ニ乏シカラズ故ニ經濟的利益ノ點ニ付テハ克ク其ノ判斷ヲ慎重ニシ現地人ヲシテ爲サシムルコトニ依リ我ガ國家的利益ト爲ルモノアリ又母國人ニ爲サシムルコトニ依リ却ツテ國家的ニハ損失スル結果トナルモノアルヲ以テ深く考察スルヲ要ス

當地現地住民ハ從來英國ノ支配下ニ在リタルモノニシテ日本ニ對シ直接反抗セルモノニ非ズ從テ我ガ國ニシテ敍上ノ軍事的及經濟的利益獲得以外英國ノ施策セル所ヲ大體ニ於テ踏襲ストルセハ敢テ不滿ヲ抱カザルモノト思科セラルルヲ以テ行政ハ可及的從前ノ方法ニ依ルベキヲ可トス尠クモ彼等ノ生活ノ實體ニ急激ナル變化ヲ與フルコトハ之ヲ避クルヲ肝要ナリトス

(其ノ2) 行政組織ハ可及的簡略ニスルコト

今後我ガ國ハ戰爭ノ擴大及長期化ニ伴ヒ我ガ國固有ノ人的及物の資源ハ益々之ヲ必要トスルモノナルヲ以テ可及的母國ノ資源ニ依存セザルコトヲ建前トシテ香港ヲ經營スルヲ要ス

而シテ戰後ノ經營ハ可及的速ニ從來ノ事態ニ回復セシメ而モ我ガ帝國ノ必要ナル範圍ニ協力セシムヲ必要トスル爲行政處理ハ迅速ニ之ヲ施行スルヲ要シ加フルニ戰爭遂行中ハ當地ノ繁榮モ從前ニ比シ必然的ニ衰退セザルヲ得ザルヲ以テ之ニ伴ヒ財政收入モ亦減退ヲ免レザルヲ以テ行政費ハ可及的財政收入ノ範圍ニ止メ財政的ニ母國ノ負擔トナラザル様行政組織ハ簡略ナルヲ可トスベシ 斯ノ如キハ臺灣、朝鮮ノ如キ未開發且ツ物的設備ノ皆無ナリシ地域ノ領有ト異リ香港ノ如キ道路港灣其ノ他物的設備ニ於テ完璧ナル土地柄ニ於テハ敢テ難事ニ非アラザルヘシ

(其ノ3) 現住者以外新ニ渡香スル者ハ可及的之ヲ制限シ内地人ト雖モ最小必要限度ニ止ムルコト

從來香港ハ夫レ自體生産機能ヲ有スルコト尠ク專ラ商業都市トシテ或ハ消費都市トシテ繁榮シ來リタルヲ以テ今後戰爭中ハ其ノ商業機能ヲ相當程度ニ喪失スルニ至ルヘク從テ從來ノ繁榮ハ之ヲ繼續スルコト困難ナルヲ以テ一面軍事基地トシテ必要ナル程度ノ勞働力ヲ確保シツツ一方ニ於テ當地在住民ハ最小必要限度ニ制限スルヲ必要トスルモノナリ而モ當地ノ食糧ハ從來舉ゲテ輸入ニ俟チタル事實ハ今後日本自體ニ於ケル食糧問題及船舶輸送ノ困難ナル點ニ鑑ミ今後最モ重要ナル問題ト爲ルベキヲ以テ當地ノ人口ハ當分現在ノ人口ヨリ減少セシム

太平洋戦争下の香港（小林）

ベク内地人ノ渡香ト雖モ必要ノ限度ニ之ヲ止ムベシ即チ内地人ノ渡香ハ必然的ニ生活手段ヲ内地ニ求ムルコト多ク又當地在住民タル支那人及印度人等ハ從來生活水準ノ高キ英國人ノ支配ヲ生活水準高キヲ以テ文化ノ程度高キガ如ク教育サレ來リタルヲ以テ當分ハ支配的地位ニ必要ナル程度ノ渡香ニ止メ彼等ノ蔑視ヲ招カザル程度ニ生活水準ヲ維持シ以テ彼等ニ對シ畏敬ノ念ヲ抱カシムルコトヲ要ス加之無制限ナル内地人ノ流入ハ現住者トノ競争ヲ來シ彼等ノ職業迄奪フニ至ルベク又素質ノ低キ者流入モ免カレザルヲ以テ當分ノ間ハ可及的制限スルヲ可トスベシ 又當地來入ノ内地人ト雖モ今後ハ現住民ノ蔑視ヲ招クガ如キ行爲ヲ爲シタルトキ或ハ苟クモ統治上有害ナル言動アリタルトキハ退去セシムル方策ヲ施政ノ始期ヨリ嚴トシテ樹立シ置クヲ必要トス

即チ今後大東亞共榮圈ノ樹立ニ當リテハ現地在住ノ内地人各人ニ對シ現地民族指導ノ政治的責任ヲ自覺セシムルヲ最モ必要トスルモノニシテ從來ノ如ク現地民族ノ統治又ハ指導ハ之ヲ官吏ニノミ責任ヲ負ハシメ私人ハ專ラ其ノ地ニ於ケル經濟的利益ヲ追求セハ可ナリトノ通念ハ固ク戒メザルベカラス

(其の4) 香港領有ニ伴フ緊急對策トシテ食糧問題ヲ解決シ以テ民心ノ安定ヲ圖ルコト

現在當地ニ於テ最モ考慮スベキハ食糧問題ニシテ之ガ對策ニ當リテハ慎重ニ計畫ヲ樹立スルヲ要ス

即チ民心ノ安定ハ諸般ノ施策ノ基幹ナルヲ以テ速急ニ之ガ解決ヲ必要トスベシ依テ入城早々不敢取人口疎散政策ヲ採リ可及的速ニ現住者ノ疎散ヲ圖リタルモノナルガ之ガ實施ニ當リテハ乞食、浮浪者其他生産手段ヲ有セザル者ヲ速ニ放出シ勞働力アル者ハ之ヲ残留セシメンコトヲ念願トセシガ之ガ實施ノ内容果シテ如何危惧ノ念ナキヲ得ザルナリ宜シク當局ハ將來ノ生活ノ安定感ヲ得シムベク方針ヲ明示スルト共ニ一方必要ナル勞働力ノ確保ニ努ムルヲ要ス

(其の5) 可及的速ニ戸口簿作成スルコト

戸口簿ノ作成ハ人別ヲ明ニシ延テ治安ノ確保ニ資スルヲ得ルモノナルヲ以テ人口疎散成ルト共ニ市民證ノ交付ト同時ニ速カニ之ヲ作成スルヲ要ス

而シテ戸口簿ノ作成爲リタルトキハ之ニ依リ或ハ保甲制ヲ施行シ連座罰ヲ適用スル等以テ治安確保ニ資スルヲ得ベシ

(其の6) 衛生施設ノ復舊ヲ速ニ爲スコト

從來英當局者ニ依リ勵行セラレ來リタル衛生施設ニ關スル法令中香港ノ實情ニ適應シ妙味アルモノ尠カラズ（俗稱一弗法令ト稱セラルルモノノ如キ）速カニ逐一之ガ檢討ヲ加ヘ其ノ必要ナルモノハ速カニ回復シ之ニ依リ一面衛生施設ノ復舊ヲ圖ルト共ニ之ガ違反者ハ之ヲ疎散政策ノ一助トシテ利用スベシ現在ノ状態ヨリ考フレハ食料ノ補給ノミニ依リ彼等ヲ勞働セシメ得ルヲ以テ可及的食糧ヲ補給スベキ者及8千名ニ及ブ捕虜ヲ利用シ速カニ塵埃ヲ取捨焼却セシメザル

ベカラズ 現在香港市内ニ見ルガ如キ廢物堆積シ繩蚋ノ發生甚シキモノアリ一方戦火ノタメ溝渠毀壞シ積水疎通セズ衛生上憂フベキ實状ニアリ此状態ニシテ推移センカ今夏傳染病ノ流行寒心ニ堪ヘザルモノアルベシ
右急速ナル措置ニ出ツベキモノト思科セラル

第4 經濟施策要綱

1. 金融ニ就テ

金融ニ關シ最モ重要ナルハ香港ノ通貨ヲ如何ニスベキヤノ問題竝ニ舊香港弗ヲ如何ニスベキヤノ問題ナリ

通貨ノ問題ニ關シテハ固ヨリ輕々ニ之ヲ論ズルコトヲ得ザレドモ支那占領地ニ於ケル通貨對策ノ實例及今後日本ノ勢力範圍ノ擴大ニ鑑ミ可及的各地域ニ於ケル舊通貨ヲ利用スルヲ可ト認ム即チ各占領地ニ於ケル通貨ヲ盡ク圓券ヲ以テ賄フトセハ舊來ノ其ノ地ノ通貨ヲ如何ニスベキヤノ困難ナル問題ニ遭遇スルノミナラズ其ノ價值維持ヲ母國ノ物資ヲ以テ保證セザルヲ得ザルモノニシテ母國ノ物資ノ余裕少キ現時ニ於テハ其ノ他ノ通貨ヲ其ノ儘利用スルコトニ依リ現地ノ負擔ニ於テ物資ノ調辨ニ應ジ得ルヲ以テ此ノ方法ニ依ルヲ得策トス 支那占領地ニ於ケル圓券流通或ハ圓元パーノ形式ハ現地インフレヲ惹起スル傾向多ク之ガ爲圓域物資ノ交流ニ付調整料ヲ收ムルニ至リタルハ爲替操作不能ニ基ク結果トシテ物資ノ方面ヨリスル操作ヲ爲サザルヲ得ザルニ至リタルモノナリ

現地通貨ヲ其ノ儘利用スルトキハ其ノ土地ヨリ我が國ニ對シ輸出超過ノトキハ其ノ儘クレディットノ形式トナリ或ハ現地ニ於ケルインフレハ自ラ爲替相場ノ低落ヲ來シ母國ニ直接影響ヲ與フルコトナシ故ニ通貨ニ付テハ現地通貨ヲ其ノ儘利用スルヲ可ト認メラル

而シテ舊通貨ノ價值ハ今後ノ貿易狀勢及爲替關係ヨリ自ラ解決セン

次ニ預金ニ付テモ除々ニ之ガ引出ヲ認メ急激ノ引出ハ之ヲ禁止シ以テインフレ化ヲ防止スベシ

銀行ニ付テハ香上銀行ニ代位シ中心トナルベキ銀行ヲ設立シ之ガ經營權ハ帝國之ヲ掌握スベシ 然ルトキハ全面的ニ經濟的實權ヲ握ル所以ニシテ此ノ點ニ關スル限り斷乎トシテ之ヲ實行スルヲ要ス猶ホーノ華僑對策トシテ日華合辦組織ノ商工銀行ヲ設ケ一般商工業者ヘ之ガ資金ノ融通及ビ南洋華僑ノ送金等ヲ取扱ハシムルヲ可トスベシ右ハ當地有力者タル華商總會々頭董仲偉副會頭郭贊兩氏及ビ竹藤峰治氏等ノ熱望スルトコロニシテ當該銀行ノ株式ハ廣ク香港市内商工業者ニ分布セシメナハ内外華僑一般ノ支持ヲ得ルコト必死ト認メラル
次ニ錢莊ハ統制アル組合ヲ結成セシメ華僑工作ニ資スル様指導スベシ

2. 商工業ニ就テ

香港ガ南支ノ要衝ニシテ且ツ東亞共榮圈ニ於ケル仲繼港トシテ重要地點タルコトハ論議ノ餘地ナシ而シテ之ガ使命ノ達成ニハ廣九鐵道ノ復舊竝ニ廣九鐵道ト

太平洋戦争下の香港（小林）

粵漢鐵道トノ連絡並ニ舊太古汽船會社ニ代位スベキ佛印及南洋方面ニ航路網ヲ有スル汽船會社（日華合辦ヲ可トセン）ノ設立ヲ必要トスベシ前者ニヨリ南支及奥支那ノ富源（原材料）ヲ誘出シ得ベシ蓋シ南支ニ於テハ錫マンガン，タングステン，アンチモニーモリブテン，鉛，亜鉛等軍需工業及化學工業ニ於テ不可缺ナル特殊鑛物ノ埋藏量豊富ナルノミナラズ鐵石炭等ノ埋藏亦豊富ナルヲ以テ之等ハ粵漢鐵道ノ利用ニ依リ日本ノ手ニテ開發スルヲ要シ之等資源ノ開發ニ當リテハ其ノ企業形態ハ日本ノ資本及技術ト現地資源ノ現物出資ノ形ニ於テ日華合辦組織ヲ可トスベシ 又粵漢鐵道ニ付テモ英國ノ借款ニ依リ成リタルモノナレハ日本之ヲ肩替リシ之ヲ以テ日華合辦ノ組織トシ經營權ハ日本之ヲ把握スベシ 然ラザレハ沿線資源ノ開發ニ多大ノ障害ヲ來ス惧レアリ換言セハ粵漢鐵道ハ滿州ニ於ケル滿鐵ト同様ノ形態ニ爲スベク斯ノ如クシテ粵漢鐵道ト香港ノ經營ヲ連繫セシムルコトニヨリ香港ノ商工業ハ從前ニ比シ遙ニ大ナル發展ヲ見ルニ至ラン

而シテ又香港ハ新嘉坡ニ次グ南支海軍根據地タルコトハ此ノ地ニ艦船關係ノ事業ヲ必要不可缺トスルヲ以テ製鐵事業ノ如キモ可及的此ノ近接地ニ之ヲ設置スルヲ要ス香港ノ大陸ニ接近セル事實ニ鑑ミ國防的見地ヨリ見ルモ重工業ハ寧口臺灣ニ於テ其ノ豊富ナル水力電氣ヲ利用スルヲ事業採算上可ナリト思科セラルルモ當地ニ於ケル豊富練成ナル勞働力及左記ノ如キ既存ノ施設ヲ活用スルコトニヨリ香港ヲシテ相當ノ價值アル軍事基地タラシムルモノト謂フヲ得ベシ

記

- 1 ドック
- 2 製鐵事業（電氣製鐵）
（1kwh工場（一字不明）1錢ナレハ臺灣ノ實例ニ（一字不明）シ優ニ採算可能ト認メラル）

- 3 鐵工所
- 4 自動車修理工場
- 5 小型船舶修理工場
- 6 製氷及冷凍工場
- 7 釘工場
- 8 皮革工場
- 9 マニラロープ
- 10 ゴム工場

以上ノ外香港ニ於ケル諸工場施設ハ香港ヲ帝國領土トスル以上香港自體ニ食糧及原材料ノ生産ナク之ヲ輸入ニ俟ツ特殊事情ヨリ考慮シテ現在應急ノ措置トシテハ原材料關係其ノ他ニ依リ操業繼續可能ナルモノハ固ヨリ一面東亞戦争ノ進行速度如何ニヨリ南洋方面ヨリ原材料入手ノ可能性アルモノハ可及的速カニ之

香港各工業會種類及工人數			
名 稱	會 員 類	地 址	人 數 (約)
車 衣 公 會	裁縫臺工匠	香港結志街37號 3 樓	900 人
茶 居 公 會	茶屋厨夫侍者等	永吉街10號	4,000 人
電 車 存 愛 會	電車, 機關手收票員	軒里詩道473號 4 樓	500 人
同 敬 搭 柵 工 會	足場構造工	輅克道272號	1,000 人
鷄 鴨 行 工 會	鷄, 鴨, 市場工人	結志街116號頂樓	700 人
協 和 祥 木 工 會	鋸木所工	威台頓街90號 2 樓	600 人
洗 衣 工 會	洗濯夫	吳淞街59號 3 樓	300 人
集 賢 公 會	積荷積卸人夫	佐頓道32號 4 樓	2,000 人
客棧行方言工會	寄宿舍, 旅館侍者	干諾道西153號	2,000 人
牛 羊 業 總 工 會	牛羊市場工	域多利街11號 4 樓	800 人
泥 水 業 公 會	建造屋宇工	第 2 街120號 4 樓	3,000 人
煤 炭 工 會	煤炭工	莊士敦道122號 4 樓	1,800 人
米 行 道 協 工 會	米行工人	德輔道西248號 2 樓	400 人
內 河 輪 船 公 會	內河輪船海員	干諾道西3號 2 樓	1,500 人
平和打包裝箱工會	包裝工	高陞街20號 2 樓	700 人
水師萃人親善社	政府輪船(水師)工人	大道東134號 4 樓	3,000 人
藤 行 平 樂 工 會	藤工匠	大道西528號	2,000 人
同 德 工 會	擔運夫	干諾道西143號	3,000 人
華 人 機 器 工 會	機戒師, 技手	干諾道中42號4樓	3,000 人
肉 行 總 工 會	肉行工人	廣東道976號 4 樓	1,500 人
漁 民 協 進 會	漁民	大道中何東行 5 號	5,000 人
建造工業總會	建造工	勳寧道 6 號 2 樓	不明 人
酒 樓 總 公 會	料理屋厨人侍者	東慶里 2 號	約1,000 人
摩托車研究總工會	自動車機關手	士圓利街 1 號	前約3,000 人 現在員數不明
安 行 手 車 商 會	人車(人力車士)	第 4 街溪久中學 隣	約數百
建 築 石 打 總 會	石工	土派灣不鄉街48號	不明

太平洋戦争下の香港（小林）

ガ復舊ヲ爲サシメ他面各業種別労働者組合ヲ組織セシメ既存熟練工ノ散逸ヲ防止シ以テ労働力ノ確保ヲ圖ルコトヲ要ス

今華商總會ニ就キ調査セシ香港各業種別組合及熟練職工數左ノ如シ

軍需及治安ノ關係ヨリ將亦民生ノ安定、労働力確保ノ見地ヨリ今日迄復業セシメ又ハ敵産ナルガ故ニ不取敢官營トシテ運営中ノモノ下記ノ如シ

電気事業	2
電車 ヶ	1
水道 ヶ	1
瓦斯 ヶ	2
製氷 ヶ	2
冷蔵庫 ヶ	2
バス ヶ	2
渡船 ヶ	1
ビール ヶ	1
釘 ヶ	1
製鐵 ヶ	2
自動車修理工場	2
小艦船修理工場	1
煙草製造事業	1
汽水工場	1
牧場	1
マニラロープ	1
製罐事業	1
皮靴製造事業	1
同 加工工場	1

上ノ外香港ニ存スル既存ノ商業施設モ香港ノ將來ヲ考察シ可及的之ヲ存置シ將來ノ繁榮ニ資スベキモノナリトス

尚香港既設工事中有望ナルハゴム加工業ニシテ今後馬來ノ日本領有ト相俟ツテ其ノ將來ハ矚目シ得ル産業ナリト認メラル

3 交通ニ就テ

香港ノ繁榮ヲ恢復センガ爲ニハ其ノ運輸ヲ増進シ海陸ノ交通網ヲ急速ニ回復整備セザルベカラズ 而シテ香港ハ食料及燃料ニ關スル限り今後モ海外依存ナレバ東亞共營圈内ヨリ之ガ必要物資ノ輸入ヲ如何ニスベキヤハ重大ナル關心事ナリ

而シテ廣九鐵道ノ復舊ト之ガ粵漢線トノ連絡ヲ緊急實現セシムベキハ已述ノ通りナルガ海運ニ關シテハ貿易ニ必然ナル船舶ノ配給ニ付テハ船腹不足ノ折到底

内地ニ依存不能ニ付キ太古汽船會社ニ代ルベキ内外幾百萬華僑ノ支持ヲ得ベキ香港ヲ中心トスル日華合辦ノ船會社ヲ設置スルモ一策ナリト思科セラル従前ノ香港ハJOHN SWIRE & SON'S LTDノ子會社タル太古汽船ガ約45隻12萬噸(3000噸以上ノモノハ2, 3シテ他ハ小型)ノ所有船舶ヲ以テ支那沿岸各地ハ勿論新嘉坡, 海防, 西貢, バンコック, マニラ等ニ航路ヲ開設シ縦横ニ馳驅シテ香港ノ輸出入貿易ノ繁榮ニ寄與シタルモノナレバ何等カノ形式ニ於テ太古汽船ニ代位スベキ相當有力ナル汽船會社ヲ出現セシムベキモノト信ズ他面香港ヲ中心トスル支那沿岸ノ小運送ニ充ツル爲戒克組合ヲ結成シ之等勞働力ヲ確保スルヲ可ト認ム

此ノ外香港及九龍ノ地勢及市内ノ交通狀況ヨリ見テ從來各市内交通機關タルバス, 電車, 渡船等各別ニ之ヲ經營セルヲ今後ハ柏林交通會社ノ例ニ倣ヒ之ヲ單一企業化スルヲ可ト認メラル

註, 柏林交通會社 (BERLIN VERKEHR AKTIN GESELLSCHAFT)

ハ柏林市内ノ地下鐵, 電車及バス事業等多數ノ交通機關ヲ一會社ニ統合シ柏林市ハ當該會社ノ株式5割以上ヲ所有シ株主權ノ行使ニヨリ柏林市ノ交通政策ニ合致スル様運營セシメ居ルモノニシテ一枚ノ切符ニテ各種ノ交通機關ニ自由乗換可能ニテ倫敦及東京市内ノ如キ乱雜ナル交通状態ト雲泥ノ差異アリ

而シテ今日ノ如キ全體主義的國家ニ於テハ國又ハ公共團體ハ株式ヲ所有スルコトナクシテ國家ノ方針ニ從ヒ運營セシメ得ルニ付キ交通會社ハ寧口之ヲ民營トシテ運營セシムルヲ能率及サービスノ上ニ於テ其ノ優レルヲ信ズルモノナリ若シ夫レ日華合辦組織トセバ益々可ナラン

4. 水産業ニ就テ

香港ヲ根據トスル水産業ニ最モ有望ナル事業ニシテ香港近海, 南支那海臺灣海峡及東京灣ハ何レモ著名ナル好漁場ナレバ香港ヲ中心トスル漁業ヲ奨励シ既存ノ製氷及冷蔵庫等完備セル陸上設備ノ利用ト相俟ツテ日本漁船ノ絶好ノ活動舞臺タラシムルコトヲ得ベシ

イ 沖 合 漁 業

本漁業ハ中國人其ノ能力ナク偏ニ日本漁船ノ活動ニ依存スル次第ナルモ現在ノ日本漁業界各社ハ漁船ノ大半ヲ徵用サレ隻數ノ減少ト燃料油ノ不足ノ現状ヨリ今直ニ出漁困難ナルモ水産食糧確保ノ見地ヨリスルモ將亦香港ノ繁榮招來ノ立場ヨリスルモ近ク出現スベキ水産國策會社 (12月22日閣議決定日水, 日魯等ヲ打ツテ一丸トシテ一國策會社ヲ設立セントス)ノ機能ヲ充分活用セバ大型トロール船數隻竝ニ手操漁船ノ (一字不明) 航可能ナリト認メラル (一字アキ) 現在ハ軍政廳海事部ニ於テ燃料油ノ供給ニ付キ配 (一字不明) 意中ノ由ナルガ此ノ點解決セバ大型トロール漁船三隻 (500噸級) 手操漁船5組10隻 (100噸級) ハ直ニ廻航シ得ルコトニ決定シ月900噸年1萬噸ノ漁獲高

太平洋戦争下の香港（小林）

ヲ豫想シ得ルモノナリ

ロ 戒克船漁業

香港攻略前香港ヲ中心ニ操業スル戒克船ハ6千隻漁民10萬漁獲高年2千萬元ト稱セラレ一部ハ鮮魚トシテ販賣シ大部分ハ鹽魚トシテ支那奥地ニ販賣シ相當ノ業績ヲ舉ゲ居タルモノナリ現在ハ大小合計漁船3千隻，漁民6萬人ト稱スルモ實際操業シ得ルモノハ2千隻内外ノ見當ニシテ年産6萬噸程度ノ漁獲ヲ豫想シ得ル次第ナリ

5 農業ニ就テ

從來香港ハ其ノ食料ヲ外部ヨリ仰ギタルガ戦争遂行中竝ニ將來ニ對スル食糧補充ニ資スル爲廣東省内耕地ノ開拓ヲ爲シ臺灣ノ技術指導ニ依リ米穀ノ増産ヲ圖リ或ハ新界近傍ニ於テ野菜ノ栽培ヲ奨励シ以テ香港食糧補給ニ資スベシ而シテ又支那人ノ喫煙嗜好ノ性質及當地ノ完備セル煙草製造施設ノ存在セルニ鑑ミ廣東デルタ地帯ノ煙草栽培ノ適地ナルヲ考慮シ之ガ植裁ヲ圖ル等香港ヲ中心トシ之ニ關聯セシメ農業方面ニ於テモ必要ナル施策ヲ爲スヲ要ス

6 官業ニ就テ

電氣，水道，瓦斯事業ノ如キ其事業ノ性質上官營ニ適ズルモノハ固ヨリ敵産ナルガ故ニ不取敢官營ニテ運営シ居ル煙草，マニラロープ，製氷，渡船等各種事業ハ兵馬倥傯ノ間應急の措置トシテ亦己ムヲ得ザルトコロナリシモ近キ將來ニ於テ此等ノ各自業ガ香港ノ特殊事情ニ照シ官民營何レカ可ナリヤヲ價值判斷ノ上夫々適當ニ措置スベキモノト認メラル

尚ホ生活必需品タル電氣，水道，瓦斯等ニ付テハ英政廳時代ニ於ケル供給料金其ノ他ノ規定ヲ充分検討ノ上3月上旬適性ノ供給規定制定ノ見込ニテ先般來各事業班長ニ下命目下調査中ニ屬ス

第5 財政施策要綱

財政ノ施策ニ付テハ支那人ノ習性及從來ノ英當局ノ永年ニ亘ル慣習ニ鑑ミ可及的舊來ノ方法ヲ踏襲シ官有財産収入官業収入及消費稅収入ヲ以テ諸般ノ經費ヲ賄フヲ可トス 香港ノ經濟的地位ハ自由港タルノ故ニ其ノ繁榮ヲ保持シ得ルモノナルヲ以テ輸入稅ノ如キハ之ヲ採ラザルヲ可トスベシ 現在東亞戦争遂行中ナレハ現在對外貿易ノ範圍ハ日本及圓ブロック内ニ過ギズ而カモ右範圍内ノ貿易ハ其ノ實質國內交易ニシテ對外貿易ト見做スヘカラザルニヨリ香港ヲ無稅港トシ進テ繁榮招來ノ一助トスベシ

香港ハ固ヨリ生産地ニ非ラズシテ地理的優位性ニ基ク一ノ仲繼港タルニ過ギザレバ其ノ繁榮ヲ恢復センガ爲メニハ其ノ運輸ヲ増進シ海陸ノ交通網ヲ急速ニ回復整備セザルベカラザルハ自明ノ理ナリ

而シテ貿易ニ必要ナル船舶ノ配給ニ付テハ船腹不足ノ折柄到底内地ニ依存不能ニ付キ前述ノ如ク日華合辦ニヨル新香港汽船會社ヲ設立シ沈没セル船舶ノ利用厚生

ヲ圖ルベク尚（一字アキ）輸出入貿易ノ機構及輸出入代金決済ニ關シテハ前者ニ付テハ當然香港總督府ノ一部局ニ於テ一切ノ物資ノ輸入手続及登記等ヲ指導監督スベク後者ニ付テハ由來香港ハ常ニ輸入超過ニシテ只管華僑ノ送金ニ依存シテ其ノ調節ヲナシ居リタル從來ノ實情ニ照シ現今ノ如ク東亞戰爭遂行中ニテ華僑ノ送金絶ヘタル今日ニ於テハ可成輸入ヲ制限スルヨリ外ナカルベシ

而シテ今後戰爭ノ遂行中ハ人口疎散或ハ商工業ノ表（一字不明）ニ依リ租税収入ハ必然的ニ減少セザルヲ得ザルヲ以テ官業収入ハ可及的之ヲ増収セザルヲ得ザルニ至ルベシ故ニ此ノ際官業ハ廣ク之ヲ行フベキヲ可トセン官業トシテ適當ナルモノヲ擧グレバ

- 1 阿片 （專賣計畫中）
- 2 鹽 （同 ）
- 3 煙草
- 4 電氣
- 5 水道
- 6 瓦斯
- 7 牧蓄
- 8 鐵道 （廣九鐵道ハ半島ホテルノ經營ヲ併セ日支合弁ノ鐵道會社ヲ設ク
ルモ一策ナラン）
- 9 郵便

第6 土地政策要綱

土地政策ニ付テハ新領土獲得ニ際シ梁甚ノ在意ヲ要スルモノアリ 故ニ當地ニ於テハ從來土地國有政策ヲ採用シ之ヲ貸下グル方策ヲ講ジ其ノ借地權ハ80年ヲ一期トシ每期新ニ入札ニ依リ其ノ決定ヲ爲シタル事例ハ敢テ變化スルノ要ナキヲ以テ踏襲スルヲ可トスベシ 即チ土地ノ私有ヲ認ムルコトハ既ニ朝鮮臺灣ニ於テ辛キ事例ヲ（一字不明）メタルトコロナルヲ以テ將來不當ニ地價ノ釣上等ノ行ハルルヲ防止シ或ハ工業敷地等ノ選定ニ當リ不當ノ妨害手段ヲ禁ジ得ル等幾多ノ（一字不明）アルヲ以テ國有制度ヲ以テ可トスルモノナリ

附記

1. 今後調査ヲ要スル主タル工廠

生活必需品タルト同時ニ軍事上、治安保持上必要ナル電氣、水道、瓦斯及各種交通機關ハ勿論凡ソ生産工場ニシテ（一字不明）ノ軍ノ需要ニ應シ得ル種類ノモノハ入城以來遂一之ガ調査ヲナシ香港ガ日本領土ノ一部トシテノ考慮ト香港ノ持つ特殊事情ニ照シ原料ノ保續可能ニシテ操業繼續シ得ルモノノミニ付キ不敢取之ガ復業ヲ許可シ以テ軍需ヲ充足スルト共ニ餘力アレバ民需ニ充ツル意向ノ下ニ今日ニ及ビタルモノナルガ調査スベクシテ未ダ着手セザルモノ大体左記ノ通りニ付至急之ガ許否ヲ決定シ熟練職工ノ散逸セザル様考慮

太平洋戦争下の香港（小林）

セラレムコトヲ望ム

記

- 1 中國製銅廠（屈臣道165）
- 2 馮強樹膠製造廠（箕灣西大街3號）
- 3 大華鐵工廠（爹核士街32號）
- 4 捷和鋼鐵廠（土瓜灣及貴州街）
- 5 建生磚廠（青山屯門）
- 6 大中國火柴公司（坪州）
- 7 香港樹膠廠
- 8 民元布廠（長州灣元吋街430）
- 9 和記製皮廠（長州）
- 10 明新興鏡公司
- 11 星洲電氣製造廠（銅羅灣日京明通396）
- 12 國民製漆廠（英皇道704）
- 13 如英印花鐵製罐廠（香港灣仔軒尼詩道281）
- 14 合衆製車廠（九龍青山道522）
- 15 青山陶業有限公司（新界屯門）
- 16 泰盛染布廠（九龍城譚公道）
- 17 大華鉛筆廠（長沙灣青山道432）
- 18 新亞製葯股份有限公司（九龍城道183）
- 19 九江布廠（深水涉元州街239）
- 20 有余布廠（深水涉青山道64）

資料5

告 諭

英國カ積年ニ亘ル東洋搾取ノ據點タリ又物質文明ノ東亞浸潤ノ中樞タリシ香港ハ一朝ニシテ忠勇義烈ナル我軍ノ武力ニヨリテ攻陥セラレ今ヤ悉ク皇土ニ歸セリ即チ人類ノ公敵タル英國ノ飽ナキ野望ト不逞ナル企圖トヲ挫折セシメ其策謀禍乱ノ本源ヲ完全ニ掃滅シ得タルハ東亞萬民ノ爲眞ニ慶祝ニ堪ヘサル所ナリ

抑モ東亞ノ安定ヲ確保シ進ミテ世界ノ平和ニ寄與シ以テ萬邦共營ノ樂ヲ偕ニスヘキハ大東亞戦争終局ノ大目的タリ

故ニ軍政下ニ於ケル香港今後ノ統治建設ハ先ツ大東亞戦争ノ完遂ニ萬全ノ協力ヲ致スト共ニ其ノ舊態ヲ拂拭一洗シテ東洋本然ノ精神文化ヲ興揚シ萬民ヲシテ速ニ聖澤ニ浴セシメ皇道ニ則ル東亞永遠ノ福祉ヲ全ウスルノ基礎ヲ確立スルニ在リ

本職曩ニ香港占領地總督タルノ大任ヲ拝シ

今日親シク此地ニ臨ム固ヨリ心血ヲ傾盡シテ苟モ聖旨ニ悖ルナカラシムコトヲ期ス願

フニ萬民永遠ノ幸寧福祉ハ必ス大東亞戰爭完勝ノ後ニ來ル可キヲ以テ此地住民タル者自重耐忍克ク聖戰ノ目的ヲ理解了得シ淫逸ヲ戒メ放恣ヲ慎ミ皇道治下ニ感奮シテ時局ニ貢獻センコトヲ期スヘシ若シ夫レ過去ノ舊態陋習ヨリ覺醒脱却シテ挺身奮勵以テ東亞興隆ノ偉業完成ニ努力セントスル者ノ如キハ本職ノ之ニ對スル亦齊シク知己ノ親ヲ以テセム

然レ共我眞義ヲ解セス道義ニ反シ德操ヲ破リテ徒ラニ妄動スル者ノ如キハ之レ亦萬民東亞ノ公敵ニシテ固ヨリ皇土ノ住民ニ非サルナリ之ニ對シテハ其國籍ヲ論セス人種ヲ問ハス本職亦直チニ軍律ヲ以テ之ヲ處斷シ敢テ假籍スル所ナカル可シ着任ニ當リ右告諭ス

香港占領地總督 磯谷廉介

資料6

興亞機關業務報告 (第2回)

昭和17年2月10日

於香港 興亞機關

	目	次
1.	要 旨	
2.	業務經過概要	
3.	將來の企圖	
	別 紙 第1	抑留支那要人一覽表
	別 紙 第2	興亞機關人員表
	別 紙 第3	港九中國紳士録
	別 紙 第4	興亞機關ニ關スル命令
	別 冊 第1	港九善後處理委員會業務報告
	別 冊 第2	留日同學會業務報告

1. 要 旨

興亞機關ハ香港攻略作戰開始後香港、九龍ニ殘存セル支那側特ニ重慶側要人ヲ獲得利用スル爲設立セラレタルモノニシテ爾來香港、九龍ノ支那側要人ヲ収容或ハ監視シアリ其ノ現況別紙第1ノ如ク目下依然任務ヲ續行中ニシテ近ク「マカオ」廣州灣方面ニ據點ヲ推進スル豫定ナリ

2. 業務經過概要

1 興亞機關ハ昭和16年12月16日波集作命乙第2號ニ基キ岡田中佐ヲ長トシテ編成セラレ其ノ機關人員別紙第2ノ如シ

2 機關ハ當初初九龍半島「ホテル」ニ位置シ工作ニ從事セシカ香港島攻略後即チ12月30日波集作命甲第225號ニ基キ香港ニ転シ香港「ホテル」ヲ根據トシ

太平洋戦争下の香港（小林）

テ工作ヲ實施スルコトナレリ

- 3 興亞機關ニ於テ目下收容監視シツ、アル要人ハ概ネ左ノ區分ニ基キ各々其ノ取扱ヲ異ニシアリ

即チ

イ重慶色濃厚ナルモノ

ロ親日系ノモノ

ハ第三黨的色彩ノモノ

ニ共産黨系ノモノ

ホ英籍在港支配人名士

ヘ分類シ重慶色濃厚ナルモノ及共産系ノモノハ之ヲ自宅ニ於テ監視スルカ或ハ之ニ保護ヲ加ヘツ、アリ

右ノ外國政府關係者並ニ其ノ家族ハ國民政府ノ通牒ニ基キ保護ヲ加ヘ概ネ其ノ措置ヲ完了セリ

- 4 本工作實施ノ當初ハ其ノ搜索收容ノ主体ハ憲兵隊ナリシカ時日ノ經過ト共ニ之カ搜索ハ漸次困難ヲ加ヘ來レルヲ以テ舊香港政廳密偵長鐘瑞南ヲ長トシ香港政廳ノ使用セシ密偵組織並密偵中ノ敏腕家ヲ以テ新組織ヲ結成シ目下各方面ニ活動セシメツ、アリ

- 5 香港在住ノ英籍支那人名士ハ英國ヨリ爵士ヲ授ケラレアル者モアリ其ノ他大小トナク英國ヨリ優遇セラレタル者ナレハ數回ニ亘リ會合セシメテ將來ノ日支提携ニ協力方ヲ誓ハシメ其ノ内ノ代表者數名ヲ一日監禁シ相互ノ連帯保證ノ下ニ夫々自宅ニ引き取ラシメタリ

- 6 1月10日軍司令官ハ別紙第2ノ紳士ヲ招待シ香港九龍ノ善後處理ニ協力スル如ク調（一字不明）ヲ与フルト共ニ9名ノ善後處理委員ヲ命シタリ善後處理委員ハ各方面ニ涉リ連日研究審理ヲ重ネ軍司令官ノ訓示ヲ基礎トシ逐次意見、報告ヲ呈出シアリ其ノ狀況別冊ノ如シ

3. 將來ニ對スル企圖

- 1 今後搜索ノ重點ハ之ヲ共産黨系及重慶側各機關ノ中堅分子ニ指向シ餘カヲ生スルニ從ヒ「マカオ」要スレハ廣州灣ニ工作員ヲ派遣シ施索セシムル豫定ナリ

- 2 現在重慶側各種委員會ニ關スル資料ノ収集ニカメツ、アリ尚之ヲ續行ス

- 3 支那人側要人ヲ今後如何ニ利用スヘキヤニ關シテハ

總軍ヨリ總作命乙第57號ヲ以テ諜報路線設定準備ニ關スル命令ヲ傳ヘラレタルヲ以テ目下銳意其ノ準備ヲ進メツ、アリ

別紙第1 抑留支那人一覽表		昭和17年3月5日 興亞機關	
1 香港「ホテル」収容監禁中ノ者（17名）			
系統	氏名	職 歴	備 考
重	顏惠慶	民國15年 北京政府國務總理 民國25年 駐「ソ」大使 現 職 國民政府振濟會委員 國民參政會員 駐「ソ」連絡委員トシテ赴任途中	
	許崇智	民國14年 廣東政府委員兼軍事部長 現 職 監察院副院長，國防最高委員會委員 中央監査委員	日本陸軍士卒
	胡文虎	現 職 國民參政員	南洋華僑巨頭
	葉恭綽	民國20年 國民政府鐵道部長	廣東省ニ於ケル元老 病中ナルヲ以ツテ特ニ自宅監禁中
慶	李思浩	民國14年 段祺瑞政府財政總長 民國25年 冀察政務委員會委員 現 職 國民政府振濟會廣東分會主任，香港 紅卍字會會長	
	陳維周	民國17年 兩廣鹽運使，廣東政治委員會委員	陳濟棠ノ實兄ニシテ廣東財閥ノ一人
系 (政 界 人)	甘介侯	民國21年 外交部業務次長（陳友仁部長） 民國22年 外交部兩廣視察員 現 職 國民參政員	民主政團大同盟ノ中心人物
	ヲ作謙	民國22—25年 シンガポール領事 現 職 外交部參事，外交部兩廣特派員	
	鄭洪年	民國17年 （一字不明）南大學校長 民國10年 實業部次長 民國29年 立法院委員 民國16年 財政部次長	
	王衆笙	前 清 同盟會 民國5年 比律賓黨支部常務委員 現 職 國防最高委員會委員，中央執行 委員會常務委員	昨年12月7日「マニラ」ヨリ 來港

太平洋戦争下の香港（小林）

	梁寶慈	民國24年 民國29年 民國29年 30年	國民政府實実部，駐米實務考察 專員 國民政府募捐委員會，駐菲律賓募捐 特派員 蒋介石外人顧問「ドナルド」ノ華文 秘書	宋美齡ノ駐香代表者ノ一人
	翁 珍		元第19路軍旅長翁照垣（日本軍士 卒）ノ娘	
	林康候	現 職	全國商會聯合會主席，上海銀行公會 秘書長，中國國貨實業服務社理事長 國民政府振濟委員，中華赤十字會常 務理事	
重慶系（財界人）	唐壽民	現 職	交通銀行總務經理	（宋子文，孔祥熙ノ管財者）
	鄭鐵如	民國17-22年 民國11-25年 現 職	北京大學經濟學教授 中國銀行汕頭支行經理 中國銀行香港分行經理	
中立系（財界人）	周作民	民國20年 21年 現 職	國民政府財政委員會委員 東北政務委員會委員 金城銀行總經理，太平保險公司總經理	
	陳友仁	民國20年 20年 20年	國民政府外交部長 第4次執行委員 國民政府委員，兼外交部長（孫科廣 東政府）	
2.	自宅ニ於テ監視（或ハ保護）中ノ者（17名）			
系統	氏名	職	歴	備 考
重慶系（政界人）	黃居素	現	國民黨中央委員	陳銘樞ノ秘書
	鄭曉棠	現	孫科ノ秘書長 重慶財政部駐港機關（富中行）總經理	
	王 棠	民國12年 現 職	廣東大元帥府軍需處長兼會計司長 國民政府僑務委員會常務委員，軍事 委員會參議	

	吳經熊	民國16年 17年 18年 18年 現 職	上海東呉大學法學院長兼教授 上海共同租界臨時法院刑事部長 〃 〃 工務局顧問 米國ハーバード及ウエースターン大 學教授 立法院法制委員會委員長，候補中央 執行委員	
	葉爲耽	民國（記入 なし）年 現 職	復旦大學人類學教授，中國地質學會 々員 立法院委員	
	馮自由	前 清 民國14年 現 職	同盟會ニ加入孫文ノ下革命ニ奔走 民黨同志俱樂部組織（胡漢民，汪兆 銘ト合ハズ國民黨ヲ脱黨） 上海新々公司總經理 立法院委員	
	陳銘樞 夫人		元軍事委員會委員 元中央執行委員 } 陳銘樞ノ夫人 元廣東省主席	
	杜維藩		杜月笙長男及其ノ妻子	脱出シテ「マカオ」ニアルモノノ 如シ目下搜索中
重慶系 (財界人)	貝露遜	現	農民銀行經理	
	汪傍伯	現	中國銀行經理	
	錢延玉	現	交通銀行董事長錢新之ノ子息	
	吳清泰	現	富華公司經理	
	林榮玉	現	復興公司經理	
	倪士欽	現	鹽業銀行經理	
	章叔淳	現	中南銀行經理	
	余經鉞		南洋華僑（馬來半島）有力者 故余東璇ノ子息	
	黃江泉 夫 人		南洋華僑ノ巨頭「建源」號香港支行 ノ監督黃江泉 （目下上海出張中）ノ夫人	
註	何 東ハ澳14門ニ避難シアルコト確實ニシテ當機關ト連絡アリ			

太平洋戦争下の香港（小林）

別紙第 2

興亞機關編成人員

機關長	陸軍中佐	岡田芳政
機關長	陸軍中尉	井崎善代太
	陸軍伍長	佐藤定男
	囑託	阪田誠盛
	囑託	眞木忠男
	囑託	横道齋
	囑託	木本雄一
	囑託	村上正幸
	囑託	邸徳喜

資料 7

昭和17年1月10日

港九中國紳士録

興亞機關

羅旭鈺	旭鈺行	華人行六樓
周壽臣	東亞銀行董事	德輔道中 東亞銀行
李星衢	總經理	德輔道中康年人壽保險公司
羅文錦	辯護士	臣力山打行
羅文惠	同上	同上
羅文顯	買辦	渣甸洋行
葉蘭泉	廣萬隆	永樂西街177號
胡惠徳	医者	華人行五樓
譚雅士	辯護士	大道中 4 號
李子芳	支配人	東亞銀行
李冠春	支配人	永樂東街和發成
董仲偉	道亨銀號	文咸東街10號
楊 <small>（一字不明）</small> 輝	支配人	德輔道西33號
楊倬偉	同上	同上
郭贊	買辦	東方匯理銀行
曹學愚	支配人	畢商總會
王徳光	馮登記	畢打行
謝家寶	高華花店	告羅士打行
陸靄雲	華經理	東亞銀行 島思倫燕梳公司
李輝祥	世界洋行	德輔道中37號

駒沢大学経済学論集 第26卷第3号

黄冕南	雄商公司	大道中174號
冼秉熹	辯護士	友邦行
鄧肇堅	支配人	大道中171號 鄧天福銀行
許鹿毅	同上	大道中253號 中華帽廠
陳鳳儔	同安輪船公司	德輔道中144號 6樓
蔡昌	總支配人	大新公司
潘仲蔭	職員	華人行 2樓美國樹膠用品公司
易劍泉	同上	同上
凌驥	中國銀行職員	華人行 2樓110號
李少溪	粵興行	文咸西街33號
陳錦濤	渣華輪船公司	干諾道中
盧振隸	勝家公司	大道中 勝家衣車公司
杜澤文	支配人	永安公司
伍華	伍華事務所	畢打行
陳廉伯	買辦	前廣東匯豐銀行
梁基浩	支配人	娛樂戲院
黎卞和	旭緜行秘書	華人行 6樓502號
莫華添	南泰公司	德輔道中127號
羅伯達	聯泰公司	法國銀行 2樓
何品楮	銀行家	寶龍台卅 2號
李澤南	支配人	大道西129號 忠信故衣
岑維体	總理	華橋日報
周俊年	支配人	大道西 8號 前安保保險公司
蔣法賢	醫師	華人行103號
黄茂林	元中華百貨店	九龍馬歐浦道184號
	支配人	
李佐臣	支配人	大道中65號 永南號
馮秉芬	董事	東亞銀行
黄伯莊		皇后街20號
王栩然		華人行 6階502號
郭泉	支配人	永安公司
吳澤華	經理	干諾道中 渣華輪船公司
容冠文	買辦	和記洋行
周錫年	醫師	華人行 2樓
何東	家主	德輔道中 4號 生記租務
蔡興	總監督	先施公司

太平洋戦争下の香港（小林）

雷	蔭	蓀	支配人	廣合金山莊
劉	星	昶	支配人	文咸西街 羅公司
蔡	寶	田	支配人	結志街25號 榮益建築公司
鄭	子	明	職員	文咸西街79號
李	忠	甫	支配人	皇后街15號
李	家	萼	支配人	大道中185號 其生押
李	家	仕	支配人	何李活道206號 大生押
譚	煥	堂	支配人	德付道中272號
盧	伸	雲	買辦	大道中9號 荷蘭銀行
江	始	蔡	支配人	華人行2樓 謙裕公司
江	筱	侶	職員	同上
區	紹	初	家主	畢街12號
馮	子	英	支配人	大道西 英華藥行
馮	儉	生	支配人	德輔道中 大道酒家
陳	蔚	若	理事	東華醫院
區	廉	泉	支配人	畢街13號
何	世	榮	買辦	香上銀行
郭	幼	廷	支配人	興隆街35號
鐘	約	廷	支配人	中華百貨公司
簡	東	浦	總經理	東亞銀行
黃	伯	芹	支配人	文咸東街43號 福華銀行
郭	獻	文	職員	永安公司
陳	承	寬	支配人	干諾道中45號
陳	世	民	職員	報國銀行2樓
董	鶴	年	支配人	文咸東街11號
馮	鉅	飛	職員	畢打行 馮登記
謝	惠	延	支配人	干諾道133號
周	日	光	支配人	中華百貨公司
周	效	良	職員	同上
林	子	豐	總理	文咸西街42號
蕭	柱	雲	支配人	干諾道西84號
伍	宜	蓀	支配人	大道中112號
何	棣	生		渣甸洋行買辦房
馬	叙	朝	支配人	大道中249號
鐘	錫	延	職員	華人行2樓
馮	少	棠	支配人	必打街14號

駒沢大学経済学論集 第26卷第3号

李	瑞	琴	支配人	高街10號	榮泰建造
顏	成	坤	總理	電器道137號	
盧	壽	蓀	職員	華人行 2樓	羅便臣路 7號
李	樹	芬	醫師	東亞銀行	4樓
馬	祿	生	醫師	娛樂行	
郭	佩	璋	總理	太古洋行	
施	玉	騏	辯護士	德輔道中 4號	
業	榮	貴	買辦	正金銀行	
郭	次	乾	支配人	娛樂行	
陳	功	甫	支配人	文咸西街26號	
林	卓	明	支配人	雲咸街11號	
羅	玉	堂	支配人	德輔道中	百家利公司
何	星	儔	大豐工業原料公司董事	窩打老道	
劉	平	齋	必得勝藥行司理	不道中	
羅	棟	勳	大律師	不道中 4號A	
鄭	植	之	捷和廠司理	大道中16號	
李	亦	梅	前華通總會主席	西摩台 1號	
曹	善	允	律師	太子行	
莫	桿	生	前太古洋行華總理	堅道49號	
莫	屏	蓀	鐵行公司辦房	萃華坊 6號	
李	葆	葵	前華商總會主席	西摩台 1號	
黃	炳	耀	永明人壽保險公司		
曹	俊	安	律師	太子行	
周	兆	五	銀業	羅便臣道27號	
李	葆	佑	醫生	華人行 2樓	
李	樹	培	醫生	東亞銀行	
李	兆	堦	旭和行司理	華人行 6樓	
周	文	治	昌利洋行司理	華人行 7樓	
麥	遂	初	大來輪船公司辦房	般含道 9號	
羅	伊	活	醫生	陸佑行	
盧	榮	傑	日本郵船公司辦房		
呂	維	周	羅文錦律師樓	亞力山大行	
王	通	明	日華醫師會會長	彌敦道246號	
何	熾	昌	醫生	雲咸街22號 3樓	
羅	文	浩	律師	亞力山大行	
陳	香	伯	法律界	般含道63號 4樓	

太平洋戦争下の香港（小林）

高	福	申	富衡銀業公司司理	大道中122號
高	福	羅	富衡銀業公司司理	大道中122號
何	文	措	旭和行福司理	華人行6樓
楊	耀	西	旭和行出口部主任	華人行6樓
梁	利	興		
洗	翰	一		干諾中34號
莊	兆	祥	医生	
楊	子	驥	医生	
李	天	佑	医生	
崔	元	壇	医生	
桂	毓	泰	医生	
陳	錫	元	医生	
譚	大	同	医生	

	羅	旭	蘇	周	壽	臣	羅	文	錦
委	員	譚	雅	士	王	德	李	子	芳
		李	冠	春	董	仲	李	忠	甫

資料8

香督命第1號

香港占領地總督部命令 2月20日1200九龍

1. 予ハ香港占領地總督管區（舊英領及租借地）ヲ防衛シ又同管區ノ軍政ヲ施行セントス
2. 香港防衛隊及香港俘虜收容所ハ予ノ隷下ニ入ル
3. 香港防衛隊長ハ總督管區ノ警備ニ任スヘシ
警備ニ關シ北島部隊長隷下及指揮下部隊ヲ區處スヘシ
管區北側地帯ニハ澤本部隊配置セラレアリ
4. 香港憲兵隊（編成別命ス）長ハ總督管區ニ於ケル保安及ビ軍事警察ニ任スルノ外軍政實施ニ伴フ一般行政警察，司法警察及消防ニ任スヘシ
5. 北島部隊長ハ警備ニ關シ隷下及指揮下部隊ヲシテ香港防衛隊長ノ區處ヲ受ケシムヘシ其ノ細部ハ同隊長ヨリ協議ス
6. 總督管區内ニ在ル別紙諸隊ハ警備，宿營，給養ニ關シ予ノ區處ヲ受クヘシ
獨立工兵第19聯隊，鉄道第5聯隊第4大隊（丸田部隊ノ一部屬）野戰電信第14聯隊ノ一部及臨時香港第1陸軍病院（南支那防疫給水部ノ一部屬）第二陸軍病院ハ従来ノ任務ヲ續行ス
第23軍司令官隷下ノ野戰兵器，野戰貨物及野戰自動車各廠長ハ予ノ隷下及前項諸部隊ノ補給業務ヲ擔任ス

7. 香港俘虜收容所長ハ俘虜ヲ收容スルト共ニ之カ利用調査取締並ニ警戒ニ任スヘシ
8. 總督部各主務者ハ夫々第23軍軍政廳各主務者ヨリ業務ノ移讓ヲ受ケ之カ遂行ニ任スヘシ
9. 細部ニ關シテハ參謀長ヲシテ指示セシム
10. 予ハ當分九龍半島ホテルニ在リ
香港占領地總督 磯谷廉介

資料9

香督指第1號

香督命第1號ニ基ク參謀長指示

1. 香港憲兵隊ノ任務下シテ處理スヘキ事項概ネ左ノ如シ
 1. 軍機保護
 2. 軍事行動及軍事諸施設（軍隊直接警戒ノモノヲ除ク）ノ掩護
 3. 敵性人及不逞分子ノ諜報宣傳謀畧ニ對スル防遏
 4. 治安情報ノ收集
 5. 香港占領地總督管區（舊英領及租借地）ニ於ケル出入、軍需品以外ノ物資ノ搬出入、居住、營業、商行爲ノ取締
 6. 出版、集會、結社多衆運動、銃砲、火藥、爆發物、郵便、通信、電氣、ラヂオ、寫眞其他軍事上及治安上影響アル事項ノ檢閲並取締
 7. 涉外警察事項ノ處理
 8. 軍人軍屬ノ軍紀風紀ノ監察
 9. 不良邦人ノ取締
2. 憲兵隊ノ警察務執行ニ當リテハ概ネ左記ニ據ルモノトス
 - 軍人軍屬ニ對シテハ 憲兵
 - 日本人ニ對シテハ 憲兵
 - 敵國人ニ對シテハ 憲兵、補助憲兵
 - 第三國人（中國人ヲ含ム）ニ對シテハ 憲兵、補助憲兵、
中國人及印度人警察官

昭和17年2月20日

香港占領地總督部參謀長 有末 次

資料10

港九地區ニ於ケル入口疎散實施要領

昭16.12.24決定

昭17. 1. 6修正

太平洋戦争下の香港（小林）

第1方 針

香港、九龍地區ニ於ケル軍作戦並治安維持上取り敢ヘズ九龍地區ニ於ケル下層階級、就中浮浪者ヲ他ニ強制的ニ移住疎散セシムルモノトス

但シ我ガ軍事基地タラシムル爲ノ技術及労働力ハ之ヲ確保スルモノトス

第2要 領

1. 別紙1ノ港九移民歸郷命令ヲ佈告ス
2. 歸郷者ニ對シテハ歸郷證明書（別紙ニ港九移民歸郷證明書様式）ヲ發給シ同書交付ノ日ヨリ三日間以内ニ歸郷セシムル如ク指導ス
3. 歸郷證明書ノ發給其ノ他歸郷事務取扱ハ軍民政部ニ於テ設置シタル九龍及香港ニ於ケル「歸郷證明書發給所」ニ於テ之ヲ行フ尚別ニ廣東省政府ヲシテ深圳、（一字不明）安、市橋、淡水ノ各地ニ「同政府歸郷者辦事處」ヲ設ケシメ歸郷者ニ對スル便宜供與方ニ付協力セシムル如ク指導ス
4. 海路和平地區ニ揚陸スル者ノ便宜ノ爲同政府ハ沖懸船、揚陸地點間ノ連絡用舟艇ヲ用意スルモノトス
5. 軍ノ徵用スル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル者以外ハ原則トシテ歸郷疎散セシムルモノトス

但シ本人ノ希望ニヨリ軍ノ認メタル者ノ歸郷ハ此ノ限ニ在ラズ

左 記

- 1 要操業工場従業員（別紙三要操業及要存置軍管理工場其ノ他要員表参照）
- 2 要存置工場従業員（同前）
- 3 造船、造機竝ニ船舶修理工場要員及船舶乗組員同關係者
- 4 重慶側要人ニシテ軍興亞機關ノ在留許可證ヲ有スル者及華僑ニシテ將來利用價值ヲ有スル者
- 5 恒産アリ且一定ノ職業ヲ有スル者
- 6 農産其ノ他生活必需品ノ生産ニ従事スル者
- 7 其ノ他軍ニ於テ必要ト認メタル者
6. 歸郷スベキ住民ハ別紙（一ノ「歸郷命令」）及別紙4「海路輸送計畫」ニ基ク陸路及海路ヲ經テ各目的地ニ至リ爾後適宜其ノ各最終目的地ニ歸郷セシムルモノトス
尚陸軍何レノ歸郷路ニ據ルベキヤハ本人ノ希望スル所ニ從ヒ撰擇セシムルモノトス
7. 廣東省政府ニ連絡シ第二項ノ各地「歸郷辦事處」ノ設置及前項ノ事項其ノ他ノ歸郷住民ニ關スル事項ニ協力セシムル如ク措置スルモノトス
8. 第2項ノ證明書ノ他食米1人當半斤ヲ無價給付スルモノトス
9. 港九地區内ヘノ入境者ハ之ヲ禁ズルモノトス
但シ軍ニ於テ徵用又ハ許可ヲ與ヘタル者ハ比ノ限ニ在ラズ

10. 本要領ニ違背シタル者ハ處罰ハ軍律ニ依リ憲兵其ノ他軍司令官ノ指定シタル者ニ於テ適宜之ヲ行フモノトス
11. 本要領ヲ實施スルト共ニ他方歸郷スベキ者ト在留ヲ認ムベキ者トノ判別ヲ明確ナラシムル爲ニ後者ニ對シ逐次市民證ヲ發給スル措置ヲ講ズルモノトス
市民證發給要領ニ就テハ別ニ之ヲ定ム
12. 本要領實施ニ伴ヒ難民ニ對スル物資配給ハ成ルベク速ニ之ヲ（一字不明）止スルモノトス
13. 本要領ノ實施ニ當リテハ港九各區警察署自警團竝ニ同郷會ヲシテ協力セシムル外軍民政部内ニ「歸郷指導委員會」ヲ結成シ具體的指導ニ任ゼシムルモノトス
14. 民政部ハ歸郷ニ關スル宣傳ハ軍報道部ト密ニ連絡シ極力之ヲ行フモノトス
15. 民政部ハ歸郷船ノ出帆時間、汽船、曳船ノ名稱、便乗者概數ニ付海事部、北澤部隊ト密ニ連絡スルモノトス
16. 民政部ハ歸郷船出發所ニ於ケル警備、點檢ニ付所管警備隊、憲兵隊ト密ニ連絡シ之ガ適當ナル措置ヲ講ズルモノトス

（附 記）

1. 本件ハ早急ノ實施ヲ主眼トシテ立案シタルニヨリ不備ノ點及逐次變更スルコトヲ豫定ス
2. 本要領ハ客年12月24日第1次決定ヲ見1月10日ヨリ疎散實施ニ入りタルモ陸路九龍ヨリ（一字不明）安ニ至ル右決定ノ外海路歸郷ヲ希望スルモノ多數アルニヨリ右ニ對シ海路歸郷路ヲ加ヘ且香港ニ對シテモ疎散實施ヲ爲スコトトセルモノナリ

別 紙 目 録

- 別紙1. 港九移民歸郷命令（佈告）
- ㄨ 2. 港九移民歸郷證明書様式
 - ㄨ 3. 要操業及要存置軍管理工場其ノ他要員表
 - ㄨ 4. 港九移民歸郷ニ關スル海路輸送計畫

（別紙1）

港九移民歸郷命令佈告

軍作戰並ニ治安維持上必要ナルニヨリ爾今港九移民ニシテ一定ノ職業又ハ住居ヲ有セザル者及乞食ノ生活ヲ爲ス者ハ左記要領ニ依リ速ニ歸郷スベシ

尚歸郷證明書交付ノ日ヨリ三日間以内ニ歸郷セザル者ハ軍律ニ據リ處罰スベシ

左 記

1. 歸郷手續ノ明細ニ關シテハ軍民政部歸郷證明書發給所（九龍ニ於テハ彌敦路太子路交叉點警察學校跡、香港ニ於テハ各區警察所）ニ紹會スベシ
2. 歸郷スベキ經路左ノ如シ

太平洋戦争下の香港（小林）

- 1 陸路 九龍（歸郷證明書發給所）－沙田－大浦－深圳
- 2 海路 [図省略]
3. 歸郷者ニ對スル特典
 - 1 歸郷證明書ヲ發給シ各目的地ニ至ル旅行及爾後和平地區内ノ歸郷に關シ便宜ヲ供與ス
 - 2 歸郷者ニハ食米ヲ支給ス（別紙2省略）

（別紙3）

要操業及要存置軍管理工場其ノ他要員概表

甲 要操業工場

種 類	日本人	中國人	備 考
電氣會社	50名	300名	苦力50名必要
水道會社	20名	200名	中國人職員100名含ム
瓦斯會社	5名	50名	
製氷冷蔵庫	5名	100名	
青州洋灰會社		500名	
香港ビール會社		200名	
ワットソン會社		200名	清涼飲料水
南針貯電池工場		100名	
嶺南		100名	
燐寸工場		200名	
護謨工場		800名	大行工場
原料不足ト思フモ南方作戰ヲ考慮シテゴムノ供給ツクモノトス			
英米煙草會社		200名	香港側
南洋兄弟會社		500名	

乙 要存置工場

種 類	存置要員	工場運轉所要人員
オリエントタバコ工場	10名	100名
織布工場		
タヲル工場	約6,000名	60,000名
莫大小工場		
靴下工場		
ヒュームパイプ	10名	100名
中華製帽工場	30名	300名
懷中電池工場	50名	500名

（前記南針，南嶺ヲ除ク）

（別紙4）

港九移民歸郷ニ關スル海路輸送計畫

要領

下記要領ニ依リ

淡水

(一字不明)安

市橋

ニ向ケ海路疎散セシムルモノトス

記

1. 最初10日間 (1日, 3,000人ノ割合)

◎淡水 (澳頭) 香港ヨリ55湮ナルモ濁航速力約七湮ニ付一航海ニ2日ヲ要スルヲ以テ

(A) (B)交互ニ使用日發トス

(A) 天生號 (300人) 天利號 (300人) 泉與號 (400人) 計1,000人

(B) 福海丸 (600人) 廣精號 (200人) 碼利號 (200人) 計1,000人

◎市橋行 香港ヨリ約70湮ナルモ舢4隻ヲ曳航スルトキハ速力約4湮トナルベキニ付一航海ニ4日ヲ要スルヲ以テAB交互ニ使用隔日發トス

(A) 曳航1隻ヲ以テ舢4隻 (1隻乗客250人) 計1,000人

(B) 右 同

○安行 香港ヨリ30湮ナルモ舢4隻ヲ曳航スルトキハ速力約4湮トナルヘキニ付一航海ニ2日ヲ要スルヲ以テAB交互ニ使用日發トス・(A)曳船1隻ヲ以テ舢4隻 (1隻乗客250人) 計1,000人

2. 10日以降 (1日, 3,000人ノ割合)

約10日經過後大型船運航シ得ル場合

◎淡水 (澳頭) 距離55湮, 速力約10湮ニ付一航海ニ2日ヲ要スルヲ以テAB交互ニ使用日發トス

A Holldor 1,100人

B Crgue 900人

◎市橋行 距離70湮AB交互ニ使用隔日發トス

A 天生號 (300人) 天利號 (300人) 泉與號 (400人) 計1,000人

B 廣精號 (200人) 碼利號 (200人) 曳航號 (舢2隻500人) 計900人

◎ (一字不明) 安行 距離30湮AB交互ニ日發トス

A 曳船1隻 (舢4隻曳航1隻ニ各250人) 計1,000人

B 右 同

使用船

汽船 天生號 (海軍コ38號) 約250噸 九龍灣碇泊中

〃 天利號 (海軍管理) 約250噸 〃

太平洋戦争下の香港（小林）

機船	廣精號（海軍コ30號）	約150噸	〃
汽船	泉興號（窪田部隊管理）	約350噸	〃
〃	碼利號（海軍コ13號）	約100噸	〃
〃	福海丸（廣東（一字不明）運營組合所属）	400噸	廣 東
曳 船			
汽船	Taikoo Cnaong（海軍管理）	約 80噸	太沾船渠内
機船	Tailoo Kual（ 〃 ）	〃	〃
汽船	Taikoo Lung（ 〃 ）	〃	〃
〃	Shinahlo（Hang Zang Shing）	約70噸	〃

大型汽船ニシテ使用迄ニ10日間ヲ要ス
Argue（海軍管理）約1,100噸 太古ドック
Holldor（〃）約2,500噸 〃機關組立中及修理中揚荷約2,000噸（米，木炭）
及多少修理ヲ要ス

備 考

1. 右船舶ノ使用許可ヲ得バ2日間ニシテ準備可能
2. 燃料其ノ他ハ軍政廳ヨリ支給ス
3. 警備ヲ要ス

資料11

香港九龍經濟復興應急對策要綱

昭.17. 1. 3

軍政廳經濟部

1. 方 針

香港及九龍ハ差向キ我國ノ軍事基地トシテ必要ナル諸般ノ施設ヲ復興スルト共ニ華僑工作ノ據點トシテ利用シ得ル如ク施策スルヲ限度トス
復興ニ關スル永久對策ハ追テ定ム

2. 要 領

1. 軍事基地タル施設ノ復興ハ左記ニ依ル

(1) 陸海軍駐屯ニ必要ナル建築施設（兵營，病院，宿舍等）及現地自治ニ必要ナル工場施設ヲ復興ス

(2) 海軍基地トシテ船渠，楊搭施設等ヲ復舊ス

右復興ハ新設ハ原則トシテ之ヲ避ケ既設ノモノ復舊ヲ限度トス復舊資材等モ現地ノモノニ依ルヲ原則トス（6字不明）ル資本，技術，經營モナルベク内地ヨリ導入スルコトヲ控フルモノトス

2. 華僑工作トシテハ彼等ニ安住ノ施設ヲ存續スルト共ニ一面華僑送金ノ吸收乃至ハ華僑ニ依リ當地ノ生活必需物資ノ輸入ヲ圖ル如ク施策ス

3. 經濟施策ノ根本ハ在住不生産的人口ノ排除ニ在ルヲ以テ在住人口ヲ縮小スル施策ヲ第一ニ實施ス之ガ爲失業流浪者、貿易商社徒食者等不生産的存在ハ退去セシメ在住許容人口ハ軍事基地及加工生産、農産、水産等生産ニ必要ナル者、之等ニ附随スル小數ノ商社等ノ最小限度ニ止メ在住人口ヲ可及的速ニ非占據地區ニ疎散セシム
4. 現有物資ヲ速ニ我方ノ手裡ニ收メ之ガ配給消費ヲ規正シ根本對策樹立迄ノ經濟運行ノ圓滑化特ニ自給自足期間ノ延長ヲ計ル
尚香港九龍ハ従前ノ如キ自由貿易ノ運行停止シ物資ノ輸出入杜絶スルト我方ヨリ物資ノ供給不可能ナルトノ現状ニ鑑ミ別ニ定ムルモノノ外現有物資ノ輸出ヲ停止ス
5. 經濟活動ノ基本タル流通通貨ハ軍票トシ香貨ノ流通ヲ禁止スルヲ根本方針トシ若干期間香貨ノ住民相互間流通ヲ認ム但シ此ノ期間ニ存リテモ逐次香貨ヲ攻撃シ逐ニ之ヲ擊滅ス法幣ハ従前通流通面ヨリ排除ス
右ノ外金融對策ハ別途考究ス
6. 速ニ食糧其ノ他生活必需物資ノ輸入ヲ計ル之ガ爲ニハ對日期待ヲ極力排シ華僑工作ニ依ル華僑在外資金ノ利用及押收物資中贅澤品、重輕工業原材料、麻袋等建築材料等生活ニ關係薄キ物資竝ニ過剩物資ヲ内地支那及南方諸國ニ輸出シ之ニ依リ先ヅ食糧ノ獲得ヲ計ル但シ右ハ中央ノ施策ニ準據シ實施ス
7. 消費規正ノ爲速ニ配給機構ヲ整備スルト共ニ切符制度ノ設定ニ努ム之ガ爲人口減少方策ト併行シ良民證ニ依ル居住許可制度ヲ整備ス
8. 物價政策ハ低物價ノ方針ヲ堅持シ重要ナル品種ヨリ逐次公定物價ヲ定メ物價ノ暴騰ヲ極力抑示ス
之ガ爲廣東ニ於ケル高物價ノ影響ヲ受ケザル如ク措置ス
9. 企業營業ヲ許可制トシ英米系商社ノ閉鎖、過剩トナリタル貿易商社及差向キ必要トセザル商社等ノ營業ヲ停止シ速ニ整理ヲ實施ス
英米商社閉鎖ニ依リ之ガ事業中存續ヲ必要トスルモノ及支那側企業ニシテ軍事上特ニ必要ナルモノハ軍管理工場又ハ邦人ノ經營トシテ之ヲ認ム公共的企業ハ差向キ軍ノ直營トス新規企業ハ特ニ軍事上ノ必要アル場合ノ外許可セザルヲ原則トス

資料12

香港九龍金融應急對策要綱

昭.17. 1. 3

軍政廳經濟部

第1. 方針

1. 銀行、錢莊、官廳及重要商社ノ倉庫帳簿類ヲ押收シ内容ノ調査整理ヲ行フト共

太平洋戦争下の香港（小林）

ニ速ニ軍票ノ流通並ニ之カ價值維持ヲ計リ英米ノ金融勢力ヲ排除ス

2. 金融機關ノ再開ハ我方銀行第三國非敵性銀行錢莊非敵性支那側銀行ノ順序ニ依リ總ヘテ我方ノ統制下ニ服スルヲ條件トス
敵性銀行ハ總ヘテ之ヲ閉鎖整理ス
錢莊ハ統制アル組合ヲ速カニ結成セシメ華僑工作ト併行我方ニ協力セシム
3. 敵性銀行預金ノ拂戻ハ整理後ノ現金保有高ノ範圍内トシ最低ノ生活維持ニ必要ナル最小額ヲ逐次拂戻スヲ限度トス
非敵性銀行再開ノ爲必要ナル資金ノ爲ノ預金ノ拂戻ハ之ヲ認ム但シ其ノ額ハ現金保有高ト照合決定ス

第2. 一般要領

4. 銀行調査要領
銀行ノ現金額ヲ調査シ貸借對照表ノ提出ヲ命シ資産負債ノ概要計數ヲ調査ス資産勘定ニ在リテハ現金（未發行券並他行ニ寄託スルモノヲ含ム）調査ニ、負債勘定ニ在リテハ銀行法人及個人ノ預金勘定（敵性、非敵共）ニ先ツ重點ヲ置キ爾他ハ逐次調査ヲ進ムルモノトス
5. 香貨ノ處理
香貨ノ流通ハ之ヲ禁止スルノ方針ナルモ一般大衆ノ生計維持上必要ナル小賣買等ノ爲10圓以下ノ小額紙幣ニ限り定期間内民間相互ノ流通ヲ認ム支那要人又ハ中産階級、民心把握、押收香貨ノ利用（現地域並第三國ニ於ケル大量軍需調達等）銀行相互間ノ預金拂戻等ノ必要ニ應シ一定期間大額面紙幣ノ流通ヲ認ム
香貨對軍票比價ハ香港陥落直後ノ情勢ニ依リ我方ニ有利ナル如ク之ヲ定ム
右比價ハ香貨ノ下落ニ應シ隨時變更スルモノトス
6. 軍票ノ流通及價值維持
軍票交換所ヲ開設シ第5項比價ニ依リ軍票ト香價トノ交換ヲ實施シ別ニ押收物資ヲ利用シ物資交換所ヲ開設シ軍票ニ依ル押收物資ノ販賣ヲ爲シ軍票ノ價值維持ヲ圖ル
7. 押收通貨ノ利用
押收香貨ハ支那各地又ハ第三國ニ於テ成シ得ル限り有利ナル利用ヲ圖ル
時宜ニ依リ押收物資ノ調辦、軍政廳ニ於ケル現地拂等ニ充當スルコトアリ
8. 法幣對策
法幣ハ香港、九龍ニ於テ流通ヲ認メス亦之ガ價值ノ騰貴ヲ防止ス

第3. 銀行ノ處理

9. 英、米蘭白銀行ノ閉鎖整理
閉鎖ノ儘清算整理ス官金ハ之ヲ沒收ス
特ニ香上銀行ニ重點ヲ置キ預金内容特ニ政府預金銀行預金他銀行ノ保護預リ又ハ寄託關係ヲ精査ス

10. 佛銀行

一應封印スルモ香上銀行等他銀行トノ貸借關係ヲ調査シタル上銀行取引ノ機至ラバ速ニ再開セシム

11. 支那側銀行

敵性、非敵性關係ノ調査ニ重點ヲ置キ重慶政府トノ關係アルモノハ總ベテ敵性トシテ處理ス非敵性ニシテ進ンデ我方ノ統制ニ服スルモノハ機ヲ見テ再開セシム

錢莊ノ取扱ハ前各號ニ準ズルモ華僑工作ニ協力セシムル如ク指導ス金銀交易所ハ封鎖スルモ機ヲ見テ再開セシム

第4. 官廳商社ノ處理

12. 官廳ノ現金ハ總ヘテ沒收ス

13. 敵性商社中軍事交通運輸等ニ關係アル重要ナルモノハ金庫ヲ封鎖シ現金ヲ凍結シ營業許可ノ決定迄休業セシム

14. 中華、商務印書館、大東書局ニ在リテハ完成法幣、切手ヲ押收スルト共ニ其ノ原版ヲ沒收ス

機械設備並紙等ノ印刷材料ノ保全ニ勉ムルト共ニ印刷途中ノ紙幣及切手等ノ散逸ヲ防止ス印刷局ノ利用ニ關シテハ別途計畫ス

資料13

香港占領地通貨整理要領（試案）

昭和17. 5.15

香港占領地總督部

方 針

急激ナル幣制改革ノ民衆ニ及ホス衝擊ヲ可及的回避スト雖一部ノ犠牲ニ拘泥スルコトナク香貨價值ノ低落ヲ誘導スル一方軍票流通面ノ擴大ト普遍化ニ努メテ軍票一色化ヲ促進シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ恒久通貨制度樹立ノ態勢ヲ整理ス

要 領

1. 軍票對香貨ノ現行比率 2 對 1 ヲ放棄スルト同時ニ管内公認錢莊ニ軍票對香貨ノ兩替ヲ認許シ交換相場ハ之を市場ノ成行ニ委ス
尤モ軍票建公租公課ノ納入ニ香貨拂ヲ許容スルニ際シテハ比率ヲ公示シ又必要ト認ムル時ハ市中取引相場ニ關シ一定ノ標準ヲ指示スルモノトス
2. 軍關係經費（主トシテ人件費）其他送金ノ支拂ニ努メテ軍票ヲ使用シ以テ軍票流通面擴大ト普遍化ニ資ス
3. 前項ノ措置ト併行シテ逐次軍票專用面（公租公課ノ納入又ハ民需物資ノ市販ニ軍票拂強制）ヲ擴大シ又必要ニ應シテハ市場ニ出動シ以テ軍票ノ對物資及ビ對

太平洋戦争下の香港（小林）

香貨價值ノ維持乃至増進ヲ圖ルモノトス

4. 管内ニ於ケル現在ノ軍票流通状況ニ鑑ミ其専用面ノ擴大ハ民衆ニ對シ甚數キ衝擊ヲ與フル怖有ルヲ以テ要スレハ市場ニ出動シ或ハ限度ヲ定メテ各人ニ香貨對軍票ノ交換ヲ許容シ以テ衝擊ノ緩和ヲ圖ルモノトス
5. 引續キ香貨ノ對物資又ハ對軍票價值ヲ漸落セシムル如ク誘導シ（其結果ハ香貨ノ管外疎散ノ促進、關内流入ノ防圧ヲ齎スヘシ）以テ將來香貨ノ流通禁止ニ伴ヒ實施スルコトアルヘキ殘存香貨ノ引換ニ要スル軍票ノ數額ヲ努メテ小額ナラシム
6. 前項殘存香貨對軍票ノ交換ヲ許容スル場合ニハ左記ニ留意スルモノトス
 - (イ) 交換ノ時期ハ香貨價值ノ甚タ低下シタル時トス（概ネ對軍票10分ノ1トナリタル時ヲ予定ス）
 - (ロ) 交換ノ期間ハ可及的短期トス（概ネ2週間ヲ予定ス）
 - (ハ) 交換ニ際シテハ公債ノ交付又ハ預金ヘノ振替ヲ併用スル等軍票ノ交換ヲ可及的少額ナラシム
7. 斯クシテ軍票一色化ヲ促進シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ隨時恒久通貨制度ヲ樹立シ得ヘキ態勢ヲ整備ス

附 則

1. 第2項第4項第6項ノ措置ニ應スル爲香貨整理資金勘定（軍票（一字アキ）圓）ヲ設定ス
2. 沒收セル香貨其他我管理下ニ在ル香貨ハ之ヲ管外ニ於テ物資購入ニ充當スル等其有効適切ナル利用ヲ圖ルモノトス

資料14

	昭和17年6月13日
香港經濟委員會規程	連絡委員會諒解
	昭和17年6月16日
	内閣總理大臣決裁

第1條 香港占領地ニ於ケル經濟處理ノ中央ニ於ケル企畫及統制ニ關スル事項ヲ審議立案スル爲内閣ニ香港經濟委員會ヲ置ク

第2條 香港經濟委員會ハ左ノ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會 長	興亞院總務長官
委 員	外務省東亞局長
	大藏省理財局長
	陸軍省軍務局長
	海軍省軍務局長
	興亞院政務部長

臨時必要アルトキハ内閣總理大臣ノ指名ニ依リ臨時委員ヲ置クコトヲ得
第3條 香港經濟委員會ニ左ノ幹事ヲ置キ興亞院政務部長ヲ以テ幹事長トス
幹事 興亞院政務部長
外務省東亞局第一課長
大藏省理財局外事課長
陸軍省軍務局軍務課長
海軍省軍務局第二課長
興亞院政務部第一課長

臨時必要アルトキハ内閣總理大臣ノ指名ニ依リ臨時幹事ヲ置クコトヲ得
第4條 會長ハ内閣總理大臣ノ旨ヲ承ケ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス
第5條 幹事ハ上司ノ指揮ヲ受ケ委員會ノ事務ヲ整理ス
第6條 香港經濟委員會ノ庶務ハ興亞院ニ於テ之ヲ掌ル

資料15

香港占領地ニ於ケル通貨暫定措置ニ關スル件

昭和17年7月11日

香港經濟委員會決定

方針

急激ナル幣制改革ハ可及的之ヲ回避スト謂モ一部ノ犠牲ニ拘泥スルコトナク香港貨幣價值ノ低落ヲ誘導スルト共ニ同貨ハ成ルベク之ガ管外疎散ヲ圖リ他面早急軍票一色化ヲ促進スルノ餘リ我方ノ負擔トナルガ如キ施策ノ實施ヲ避ケつつ軍票流通面ノ擴大ニ努メテ軍票一色化ノ体制ヲ自然且圓滑ニ整備シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ恒久通貨制度樹立ノ素地ヲ形成スルモノトス

要領

1. 香港貨對軍票ノ現行公認比率2對1ハ直チニ之ヲ引下グルモノトシ新比率ハ差當リ4對1トス
2. 管内公認錢莊ニ對シ軍票對香港貨ノ兩替ヲ認許スルモ之ガ交換比率ハ市場ノ成行ニ委スルモノトス但シ通貨對策上必要ナル場合ニ於テハ我方ニ於テ自主的ニ之ヲ統制スルモノトス
3. 香港貨ハ極力之ガ管外疎散ヲ促進スルト共ニ管内ヘノ流入ヲ阻止スルモノトス
4. 香港ト他地域トノ間ノ間ノ爲替ハ原則トシテ圓爲替ニ限り其ノ受拂ハ軍票ニ依ルモノトス
5. 軍關係經費（主トシテ人件費）其他ノ支拂ニ努メテ軍票ヲ使用シ以テ軍票流通面ノ擴大ニ資スルモノトス
6. 公租公課ハ軍票建トシ其ノ納付ハ原則トシテ軍票ニ依ラシムルモノトス

太平洋戦争下の香港（小林）

7. 軍其ノ他我方ノ供給物資ニ付テハ原則トシテ軍票建軍票拂トスルモノトス
8. 香港通貨特別資金ヲ設定シ差向キ公租公課ノ納入，我方供給物資ニ關スル爲（一字不明）決済又ハ市販ノ爲ニ必要ナルモノ等實需ニ基ク香港貨ヲ對價トスル軍票ノ交換ニ應ズルモノトス
尚前記2ノ但書ノ場合ニ於テモ必要ニ應ジ本資金ヲ活用スルモノトス香港通貨特別資金ノ設置及運用ノ細目ニ付テハ別紙要領ニ依ルモノトス
9. 香港貨價值引下ニ伴ヒ生ズルコトアルベキ不當ナル物價騰貴ヲ抑制スル爲軍票物價ヲ停止スル（香港貨表示物價ニ付テハ其ノ軍票換算額ヲ現行公認比率引下直前ニ於ケル該香港貨額ノ2分ノ1ニ相當スル軍票額以下ニ停止セシム），等必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

資料16

香港占領地通貨整理要領

方針

香港ノ政治的地位並ニ經濟力現状及將來ニ於ケル之ガ利用性ニ鑑ミ香港貨ノ價值ハ一部ノ犠牲ニ拘泥スルコトナク之ガ低落ヲ誘導スルト共ニ同貨ハ成ルベク之ガ管外疎散ヲ圖リ他面我方ノ負擔トナルガ如キ施策ノ實施ヲ避ケツツ軍票流通面ノ擴大ニ努メテ軍票對一色化ノ態勢ヲ整備シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ恒久通貨制度樹立ノ素地ヲ形成スルモノトス

要領

1. 軍票對香港貨ノ現行比率2對1ハ直チニ之ヲ引下グルト同時ニ管内公認錢莊ニ對シ軍票對香港貨ノ兩替ヲ認許スルモ之レガ交換比率ハ市場ノ成行ニ委スルコトナク我方ニ於テ實勢等ヲ勘案シツツ香港貨ノ引下ヲ目途トシ自主的ニ決定統制スルモノトス
（香港通貨特別資金操作ニ適用スル香港貨ノ對軍票相場ニ關シテハ同資金設置及ビ適用要領ノ定ムル處ニ據ル）
2. 香港貨ハ其ノ對軍票比率ヲ引下ゲ管内外ノ香港貨價值ノ値開キヲ利用スル等爲シ得ル限り香港貨ノ管外疎散ヲ促進スルト共ニ管内ヘノ流入ヲ阻止スルモノトス
3. 公租公課ハ軍票建トシ其ノ納付ハ原則トシテ軍票ニ依ルモノトス
4. 香港ト他地域トノ爲替決済ハ原則トシテ軍票ヲ對價トスル圓爲替ニ限ルモノトス
5. 軍其ノ他我方供給物資ニ付テハ原則トシテ軍票建軍票拂トスルモノトス
6. 香港通貨特別資金ニ依ル香港貨ト軍票トノ交換ハ我方供給物資ニ關スル爲替決済又ハ市販等ニ伴フ實需ニ依ル場合ニ差向キ限定シ交換實施ニ當リテハ市場ニ

於ケル軍票需要ヲ勘案ノ上香港貨ノ價值引下ヲ回ルヲ目途トシ單ナル香港貨ト軍票トノ交換ハ之ヲ避クルモノトス
香港通貨特別資金ノ設置及運用ハ別紙ニ依ルモノトス

資料17

香港占領地通貨整理要領

香港占領地總督部

方針

急激ナル幣制改革ノ民衆ニ及ホス衝擊ヲ可及的回避スト雖一部ノ犠牲ニ拘泥スルコトナク香貨價值ノ低落ヲ誘導スル一方軍票流通面ノ擴大ト不遍化ニ努メテ軍票一色化ヲ促進シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ恒久通貨制度樹立ノ態勢ヲ整備ス

要領

1. 軍票對香貨ノ現行比率 2 對 1 ヲ放棄スルト同時ニ管内公認錢莊ニ軍票對香貨ノ兩替ヲ認許シ交換相場ハ之ヲ市場ノ成行ニ委ス
尤モ軍票建公租公課ノ納入ニ香貨拂ヲ許容スルニ際シテハ比率ヲ公示シ又必要ト認ムル時ハ市中取引相場ニ關シ一定ノ標準ヲ指示スルモノトス
2. 軍關係經費（主トシテ人件費）其他送金ノ支拂ニ努メテ軍票ヲ使用シ以テ軍票流通面ノ擴大ト不遍化ニ資ス
3. 前項ノ措置ト併行シテ逐次軍票用面（公租公課ノ納入又ハ民需物資ノ市販ニ軍票拂強制）ヲ擴大シ又必要ニ應シテハ市場ニ出動シ以テ軍票ノ對物資及ヒ對香貨價值ノ維持乃至増進ヲ圖ルモノトス
4. 管内ニ於ケル現在ノ軍票流通狀況ニ鑑ミ其專用面ノ擴大ハ民衆ニ對シ甚敷キ衝擊ヲ與フル怖有ルヲ以テ要スレハ市場ニ出動シ或ハ限度ヲ定メテ各人ニ香貨對軍票ノ交換ヲ許容シ以テ衝擊ノ緩和ヲ圖ルモノトス
5. 引續キ香貨ノ對物資又ハ對軍票價值ヲ漸落セシムル如ク誘導シ（其結果ハ香貨ノ管外疎散ノ促進、關内流入ノ防壓ヲ齎スヘシ）以テ將來香貨ノ流通禁止ニ伴ヒ實施スルコトアルヘキ殘存香貨ノ引換ニ要スル軍票ノ數額ヲ努メテ少額ナラシム
6. 前項殘存香貨對軍票ノ交換ヲ許容スル場合ニハ左記ニ留意スルモノトス
(イ) 交換ノ時期ハ香貨價值ノ甚タ低下シタル時トス（概ネ對軍10分ノ1トナリタル時ヲ豫定ス）
(ロ) 交換ノ期間ハ可及的短期トス（概ネ2週間ヲ豫定ス）
(ハ) 交換ニ際シテハ公債ノ交付又ハ預金ヘノ振替ヲ併用スル等軍票ノ交換ヲ可及的少額ナラシム
7. 斯クシテ軍票一色化ヲ促進シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ隨時恒久

太平洋戦争下の香港（小林）

通貨制度ヲ樹立シ得ヘキ態勢ヲ整備ス

附 則

1. 第2項第4項第6項ノ措置ニ應スル爲香貨整理資金勘定（軍票圓）ヲ設定ス
2. 沒收セル香貨其他我管理下ニ在ル香貨ハ之ヲ管外ニ於テ物資購入ニ充當スル等其有効適切ナル利用ヲ圖ルモノトス

資料18

昭和17年7月9日

香港占領地ニ於ケル通貨暫定措置ニ關スル件（案）

方 針

香港貨ノ價值ハ一部ノ犠牲ニ拘泥スルコトナク之ガ低落ヲ誘導スルト共ニ同貨ハ成ルベク之ガ管外疎散ヲ圖リ他面早急軍票一色化ヲ促進スルノ餘リ我方ノ負擔トナルベキガ如キ施策ノ實施ヲ避ケツツ軍票流通面ノ擴大ニ努メテ軍票一色化ノ態勢ヲ自然且圓滑ニ整備シ以テ徒食民衆ノ整理疎散ヲ圖ルト同時ニ恒久通貨制度樹立ノ素地ヲ形成スルモノトス

要 領

1. 香港貨對軍票ノ現行公認比率2對1ハ直ニ之ヲ引下グルモノトシ新比率ハ5對1ヲ予定ス〔鉛筆で4對1トスという訂正がある〕
2. 管内公認錢莊ニ對シ軍票對香港貨ノ兩替ヲ認許スルモ之ガ交換比率ハ市場ノ成行ニ委スルモノトス但シ通貨對策上必要ナル場合ニ於テハ我方ニ於テ自主的ニ之ヲ統制スルモノトス
3. 香港貨ハ極力之ガ管外疎散ヲ促進スルト共ニ管内ヘノ流入ヲ阻止スルモノトス
4. 香港ト他地域トノ爲替決算濟ハ原則トシテ軍票ヲ對價トスル圓爲替ニ限ルモノトス
5. 軍關係經費（主トシテ人件費）其ノ他ノ支拂ニ努メテ軍票ヲ使用シ以テ軍票流通面ノ擴大ニ資スルモノトス
6. 公租公課ハ軍票建トシ其ノ納付ハ原則トシテ軍票ニ依ラシムルモノトス
7. 軍其ノ他我方ノ供給物資ニ付テハ原則トシテ軍票建軍票拂トスルモノトス
8. 香港通貨特別資金ヲ設定シ差向キ我方供給物資ニ關スル爲替決濟又ハ市販ノ爲ニ必要ナルモノ等實需ニ基ク香港貨ヲ對價トスル軍票ノ交換ニ應ズルモノトス尚前記2ノ但書ノ場合ニ於テモ必要ニ應ジ本資金ヲ活用スルモノトス
香港通貨特別資金ノ設置及運用ノ細目ニ付テハ別紙要領ニ依ルモノトス
9. 香港貨價值引下ニ伴ヒ生ズルコトアルベキ不當ナル物價騰貴ヲ抑制スル爲軍票物價ニ付停止令ヲ實施スルト共ニ香港貨表示物價ニ付テハ其ノ軍票換算額ヲ現行公認比率引下直前ニ於ケル該香港貨額ノ2分ノ1ニ相當スル軍票額以下ニ停止セシムル等必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

資料19

香督令第32号

香港占領地総督管区内通貨並ニ同交換規程ニ關スル件

香港占領地総督管区内通貨並ニ同交換規程左ノ通り定ム

昭和17年7月24日

香港占領地総督 磯谷廉介

香港占領地総督管区内通貨並ニ同交換規程

第1条 香港占領地総督（以下総督ト称ス）管区内に於テハ左記通貨以外ノ通貨ノ使用ヲ禁ズ

- 1 軍票 乙號券，丙號券及50錢以下ノ少額戊號券（以下単ニ軍票ト称スル場合ハ之等ノ軍票ヲ指ス）
- 2 香貨 香上銀行券，有利銀行券，渣打銀行券，及ビ舊香港政庁紙幣並ニ補助貨幣

第2条 租税其ノ他総督部ニ対スル納入金又ハ支払金ハ総ベテ軍票ヲ以テ之ヲ為スベシ

第3条 総督ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ左ニ掲グル行為ヲ為スコトヲ得ズ

- 1 二百圓ヲ超ユル軍票ノ管区外ヘノ搬出及管区内ヘノ搬入
- 2 一千元ヲ超ユル中央儲備銀行券（以下儲備券ト称ス）ノ管区内ヘノ搬入
- 3 香貨及ビ法幣（中国中央銀行券，中国銀行券，交通銀行券及ビ中国農民銀行券）ノ管区内ヘノ搬入

第4条 軍票交換所ヲ指定シ第5条及ビ第6条ノ行為ヲ為サシム

第5条及ビ第6条ノ行為ハ軍票交換所以外ノ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ禁ズ

第5条 軍票交換所ハ左ニ掲グル行為ヲ為スニ付キ予メ総督ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

- 1 軍票ヲ対価トスル香貨ノ売
- 2 一定ノ額ヲ超エザル香貨ヲ対価トスル軍票ノ売
- 3 実需ニ基クコトヲ証明シ得ル場合ニ於ケル香貨ヲ対価トスル軍票ノ売
- 4 一定ノ額ヲ超エザル儲備券ヲ対価トスル軍票ノ売

前項第2号及び第4号ノ一定ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第6条 軍票交換所ハ左ニ掲グル行為ヲ為スニ付キ予メ総督ノ受クルルヲ要ス

- 1 前条第1項第2号ノ一定額ヲ超ユル香貨ヲ対価トスル軍票ノ売
- 2 前条第1項第4号ノ一定額ヲ超ユル儲備券ヲ対価トスル軍票ノ売
- 3 軍票ヲ対価トスル儲備券ノ売
- 4 軍票ヲ対価トスル其ノ他ノ円系通貨ノ売買

第7条 軍票交換所ニ於ケル売買交換比率ハ別ニ之ヲ定ム

第8条 管区内ニ於テ左ニ掲グル行為ヲ為スコトヲ禁ズ

太平洋戦争下の香港（小林）

- 1 軍票又ハ儲備券ヲ対価トスル法幣ノ売買
- 2 軍票以外ノ円系通貨ヲ対価トスル香貨，儲備券又ハ法幣ノ売買
- 3 香貨ヲ対価トスル儲備券ノ売買

第9条 本令ニ違反シタル者ハ軍罰ニ処ス
付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

但電車賃渡船賃乗合自動車賃其ノ他総督部ニ対スル50銭ヲ超エザル納入金若ハ支払金ハ追テ定ムル時期迄又米代金ハ8月10日迄総督部指定軍票交換所ニ於ケル軍票対香貨交換比率ニ依リ香貨ヲ以テ納入又ハ支払ヲ為スコトヲ得

資料20

公示 第44号

第1 左記ヲ軍票交換所ニ指定ス

横浜正金銀行，株式会社台湾銀行

第2 香督令第32号第5条及ビ第6条ノ売買交換比率ヲ左ノ通り定ム

- 1 軍票1対香貨4
- 2 軍票18対儲備券100（別ニ8分ノ1パーセントノ手数料ヲ徴ス）

其ノ他ノ売買交換比率ニ付テハ必要ニ応シ之ヲ指示ス

第3 香督令第32号第5条第1項第2号ノ一定ノ額ヲ100弗ト定メ同条同項
第4号ノ一定ノ額ヲ1000元ト定ム

昭和17年7月24日

香港占領地総督 磯谷廉介

資料21

公示 第47号

臨時軍票交換所指定ノ件

左記ヲ臨時軍票交換所ニ指定ス

但シ交換ノ種類ヲ「100弗ヲ超エザル香貨ヲ対価トスル軍票ノ売」ニ限定ス
記

交通銀行 東亜銀行 華僑銀行

昭和17年7月28日 香港占領地総督 磯谷廉介

資料22

公示 第49号

1. 香督令第32号第5条第2号ノ「一定額」ヲ昭和17年7月31日以降「200弗」ニ定ム
2. 左記ヲ臨時軍票交換所ニ追加指定ス

康年儲蓄銀行
永年銀行
中南銀行
塩業銀行

3. 臨時軍票交換所ニ於ケル交換ノ種類ヲ香督令第32号第5条第2号ノ「一定ノ額ヲ超エザル香貨ヲ対価トスル軍票ノ売」ニ限定ス
昭和17年7月31日 香港占領地総督 磯谷廉介

資料23

香督令第10号

香港占領地総督部華民代表会規定制定ニ関スル件
香港占領地総督部華民代表会規定左ノ通定ム
昭和17年3月28日

香港占領地総督 磯谷廉介

香港占領地総督部華民代表会規定

- 第1条 香港占領地総督部華民代表会（以下単ニ華民代表会ト称ス）ハ香港占領地総督（以下単ニ総督ト称ス）ノ監督ニ属シ香港占領地ニ於ケル中国人ニ関スル政務ニ付総督ノ諮問ニ応シ意見ヲ開申ス，華民代表会ハ中国人ニ関スル施政ノ重要事項ニ付総督ニ建議スルコトヲ得。
- 第2条 華民代表会ハ顧問若干ヲ以テ之ヲ組織シ，中一人ヲ主席トス
- 第3条 華民代表会ハ香港占領地ニ居住スル中国人ノ中ヨリ総督之ヲ任免ス
- 第4条 華民代表会ノ答申及建議ハ主席ニヨリ統裁サレタル意見タルコトヲ要ス
- 第5条 華民代表会ノ答申及建議ハ全テ書面ヲ以テ総督部民治部長を經由スヘシ
- 第6条 華民代表会ニ関スル事務ヲ処理スル為事務局ヲ置ク
- 第7条 事務局ニ主事一人，書記官若干ヲ置キ主席之ヲ命免ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

資料24

香督令第11号

香港華民各界協議会規定制定ニ関スル件
香港華民各界協議会規定制定ヲ左ノ通定ム
昭和17年3月28日

香港占領地総督 磯谷廉介

香港華民各界協議会規定

- 第1条 香港占領地ニ於ケル中国人ニ関スル政務ノ運行ヲ円滑ナラシムル為香港華

太平洋戦争下の香港（小林）

民各界協議会（以下単ニ各界協議会ト称ス）ヲ置ク、各界協議会ハ華民代表会指導ノ下ニ中國人ニ関スル政務ニ付キ総督部行政機関ニ協力シ且之ニ対シ意見ヲ開申スルコトヲ得

第2条 各界協議会ハ香港占領地内ニ居住スル中國人ニシテ各界ノ代表ト認ムヘキ者ノ中ヨリ華民代表会ノ推薦ヲ經テ香港占領地総督ノ指命シタル會員ヲ以テ組織ス

第3条 各界協議会ニ主席一人、副主席一人ヲ置ク主席、副主席ハ會員中ヨリ互選ス

第4条 華民代表会會員ハ各界協議会ノ會議ニ列シ意見ヲ述フルコトヲ得

第5条 會議ノ議事決定ハ主席ノ統裁スル所ニ依ル

第6条 第1条ニ関スル各界協議会ノ意見開申ハ全テ書面ヲ以テ華民代表会ヲ經由スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

資料25

香督令第26号

香港占領地総督部区政実施ノ件

香港占領地総督部区政左ノ通定ム

昭和17年7月20日

香港占領地総督 磯谷廉介

香港占領地総督部区政

第1条 区ハ香港占領地総督（以下単ニ総督ト称ス）ノ發スル命令ニ依リ区ニ属セシメタル事務ヲ処理ス

第2条 区ノ名称及区域ハ総督別ニ之ヲ定ム、区ノ廢置分合及区域ノ變更ニ付亦同ジ

第3条 区ニ区長1人、副区長1人、区吏員若干人ヲ置ク
区長及副区長ハ総督之ヲ任免ス
区吏員ハ区長之ヲ任免ス

第4条 区長ハ区ノ事務ヲ統括シ区ヲ代表ス
副区長ハ区長ヲ補佐シ区長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
区長副区長共ニ事故アルトキハ上席区吏員其ノ任務ヲ代理ス
区吏員ハ上司ノ指揮監督ヲ受け庶務ニ従事ス

第5条 区長ノ諮問ニ応ゼシムル為区ニ区会ヲ置ク
区会ハ区長及区會員ヲ以テ之ヲ組織ス
区會員ノ定数ハ一區5名乃至10名範圍内ニ於テ別ニ之ヲ定ム

区長ハ区長ヲ以テ議長トス

第6条 区長ハ区ノ歳入出予算及区内住民ノ権利義務ニ関スル重要事項ヲ区会ニ諮問スベシ

第7条 区会員ハ区ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ当該地区事務所長之ヲ任命ス
区会員ハ名誉職トス
区会員ノ任期ハ2年トス、但シ補欠区会員ノ任期ハ其ノ前任者ノ残期間トス

第8条 区会員其ノ任ニ適セズト認メタルトキハ総督ノ認可ヲ受ケ当該地区事務所長ヲ解任スルコトヲ得

第9条 区内ニ居住スル者ハ区ノ事務ヲ処理スルニ必要ナル費用及総督ノ命令ニヨリ区ノ負担ニ属セシメタル費用ヲ分任スル義務ヲ負フ

第10条 区ニ於テ区費手数料及ビ賦役、現品ヲ賦課徴収セントスル場合ハ総督ノ認可ヲ受クベシ

第11条 区ハ毎会計年度歳入出予算ヲ調整シ総督ノ認可ヲ受クベシ区ノ会計年度ハ国ノ会計年度ニ依ル

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

資料26

香督令第40号

戸口規則 制定ノ件

戸口規則左ノ通り定ム

昭和17年9月13日

香港占領地総督 磯谷廉介

戸 口 規 則

第1条 香港占領地総督管区内（以下管区内ト称ス）ニ住所又ハ居所ヲ定メタル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル事実有リタルトキハ其ノ事実発生ノ日ヨリ10日以内ニ届出ツベシ

- 1 出生
- 2 死亡
- 3 居住（管区外ヨリ管区内ニ転入シタルモノ）
- 4 居住退去（管区内ヨリ管区外へ転出シタルモノ）
- 5 転居（管区内ニオケル転居）
- 6 前号届ケ事項ニ相違又ハ変更アリタルトキ

90日以上一定ノ場所ニ滞留スルモノハ居所ヲ定メタル者ト看做ス

第2条 世帯主死亡又ハ退去シタル場合他ノ家族引続き居住セントスルトキハ前条

太平洋戦争下の香港（小林）

ノ死亡届又ハ居住退去届ト同時ニ新ニ世帯主ヲ定メ居住届ケヲ為スベシ

第3条 前2条ノ届出ハ別記第1号様式乃至第6号様式ニ依リ帝国臣民ニ在リテハ所轄地区事務所長ニ中国人其ノ他ノ外国人ニ在リテハ所在地ノ区長ニ之ヲ為スベシ

第4条 出生ノ届出ハ父又ハ母之ヲ為スベシ

第5条 前条以外ノ届出ハ世帯主ニ於イテ之ヲ為スベシ

世帯主死亡の場合若ハ事故ニ因リ届出不能ノトキハ之ニ代リ世帯ヲ管理スル者ニ於テ届出ヲ為スベシ

前項ノ規定ニヨル届出ヲ為ストキハ届出書キニ其ノ旨記載スルコトヲ要ス

第6条 死亡届ニハ医師ノ死亡診断書又ハ死体検案書ヲ添付スルコトヲ要ス

第7条 一世帯全員管区外ニ退去セントスルトキハ予メ其ノ旨届出ヲ為スベシ

第8条 転居ノ届書ハ2通提出スルコトヲ要ス

第9条 医院、刑務所其ノ他ノ公設所ニ於テ出生又ハ死亡アリタル場合ニ於テ届出ヲ為スモノナキトキハ公設所ノ長又ハ管理人届出ヲスベシ

前項ニ掲グル場所以外ニ於テ出生又ハ死亡在リタル場合ニ於テ届出ヲ為スモノナキトキハ其ノ看護ヲ為シタル者又ハ其ノ場所ノ管理人届出ヲ為スベシ

第10条 棄子ヲ発見シタル者ハ直チニ其ノ所在地ノ区長ニ届出ヅベシ

第11条 本令ニ依ル届出事項ニ関シ証明ヲ受ケントスル者ハ所定ノ手数料ヲ添エ地区事務所長又ハ区長ニ請求スルコト

前項ノ願書ハ2通提出スルコトヲ要ス

第12条 地区事務所長及区長必要アリト認ムルトキハ戸籍謄本又ハ身分ヲ証明スベキ書類ノ提出ヲ命ジ若ハ当該係員ヲシテ住家ニ立入り戸口上必要ナル調査ヲ為サシムルコトヲ得但シ日出前及ビ日没後ハ住家ニ立入ラシムルコトヲ得ズ

第13条 住家ニハ其ノ入口ニ地名、戸番号又ハ地番号並ニ世帯主ノ姓名ヲ記載シタル表札掲出スベシ

第14条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ3月以下ノ監禁又ハ500万円以下ノ過料ニ処ス

- 1 本令ニ関シ虚偽ノ届出ヲ為シタル者
- 2 故ナク期間内ニ届出ヲ為サザル者
- 3 戸口係員ノ戸口実査ヲ拒ミ又ハ避難シタル者
- 4 戸口係員ノ戸口実査ニ対シ虚偽ノ申立ヲ為シタル者

付則

本令ハ昭和17年9月18日ヨリ之ヲ施行ス

資料27

公示第14号

軍票對香貨交換ノ件

香督令第26号「香港占領地総督管内通貨規則」第1条ノ規定ニ依リ、6月1日以降香貨使用ヲ禁止セルニ付キ

1. 香貨ヲ所持スル者ハ5月31日迄ニ所持スル香貨ヲ別表交換所ニ於テ軍票ニ交換スベシ
2. 銀行ニ香貨勘定預金ヲ有スル者ハ5月31日迄ニ之ヲ軍票預金ニ振り替エルベシ
3. 其他一般債務ノ6月1日以降ニ於ケル弁済ハ軍票ニヨルベシ
4. 以上交換及決済ノ比率ハ軍票1ニ付キ香貨4の割合トス

昭和18年5月10日

香港占領地総督部

軍票對交換所

地区名	交換所名	交換日
香港	横浜正金銀行	毎日（但日曜日祭日ヲ除ク）
同	同補助交換所（旧安達銀行跡）	同
同	株式会社台湾銀行	同
同	交通銀行	同
同	東亜銀行	同
同	華僑銀行	同
同	永安銀行	同
同	中国銀行	同
同	上海商業儲蓄銀行	同
同	康年儲蓄銀行	同
同	塩業銀行	同
同	国民商業儲蓄銀行	同
同	国華銀行	同
同	広東省銀行	同
同	広西銀行	同
同	香港汕頭商業銀行	同
同	中国実業銀行	同
同	福建省銀行	同
同	元港区役所	5月15日、21日、25日
同	赤柱区役所	5月20日
同	長州島派遣憲兵隊事務所	5月20日、25日
同	坪州島総督部職員出張所	5月20日
九龍	横浜正金銀行九龍分店	毎日（但日曜日祭日ヲ除ク）
同	東亜銀行九龍分店	同
同	香取通475旧油麻地小学校跡	同

太平洋戦争下の香港（小林）

同	青山区役所	5月15日, 21日, 27日
同	元区役所	5月15日, 24日
同	荃湾区役所	5月22日, 28日
新 界	元朗区役所	5月18日, 19日, 26日, 27日
同	大埔区役所	5月18日, 19日, 26日
同	上水区役所	5月18日, 24日, 26日
同	沙頭角区役所	5月19日, 24日
同	沙田区役所	5月17日, 22日
同	新田区役所	5月17日, 22日
同	西貢区役所	5月17日, 27日
同	大澳島総督部職員出張所	5月21日, 25日

但シ交換場所交換日ハ都合ニヨリ変更スル事アル可シ

【総督部公報】第10号, 1943年4月10日